

令和8年度（第1回）鳥取市介護保険等推進委員会

日時：令和8年7月31日（金）13：30～15：30

場所：鳥取市役所本庁舎6階 会議室6-5～6-6

次 第

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 正副委員長の選任について

4. 議 事

（1）鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画について

- ① 計画策定（委員会開催）スケジュール 資料1 . . . P1
- ② 計画策定の根拠と位置づけ 資料2 . . . P2～
- ③ 第10期計画に関する国の動向 資料3 . . . P4～
- ④ 鳥取市の高齢化等の状況 資料4 . . . P7～
- ⑤ 各種調査の結果
 - ・健康とくらしの調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査） 資料5 . . . P14～
 - ・在宅ケアとくらしの調査（在宅介護実態調査） 資料6 . . . P20～
 - ・介護人材実態調査 資料7 . . . P27～
- ⑥ 第10期計画策定に向けた課題整理 資料8 . . . P31～
 - ・高齢者の移動支援 資料9 . . . P43～
- ⑦ 地域包括支援センターの活動実績 資料10 . . . P47～

- （2）指定介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について 資料11
. . . P63～

5. そ の 他

6. 閉 会

次回（第2回）開催予定 8月27日（木）13：30～ 市役所本庁舎会議室

令和8年度第1回鳥取市介護保険等推進委員会 名簿

【鳥取市介護保険等推進委員会委員（任期：令和8年6月1日から令和11年3月31日）】

（順不同・敬称略）

	推薦団体等	出席	氏名	備考
1	鳥取県老人福祉施設協議会	○	大橋 茂樹	会長
2	鳥取県老人保健施設協会	○	田中 彰	副会長
3	学識経験者（鳥取大学）	○	竹川 俊夫	教授
4	学識経験者（鳥取大学）	○	桑野 将司	教授
5	鳥取市社会福祉協議会	○	佐々木 隆也	事務局次長
6	鳥取市老人クラブ連合会	○	本城 英一	副会長
7	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会	○	谷田 翔	事務局長
8	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	○	宮田 隆平	東部支部理事
9	鳥取県東部医師会	○	橋本 渉	在宅医療介護連携推進室室長
10	鳥取県東部歯科医師会	○	山根 大樹	公衆衛生部員
11	鳥取県リハビリテーション専門職連絡協議会	○	安住 慎太郎	理事
12	鳥取県看護協会	○	植木 芳美	専務理事
13	鳥取県薬剤師会		清水 真弓	理事
14	認知症のひとと家族の会鳥取県支部	○	本城 律恵	東部地区世話人
15	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	○	垣屋 稲二良	分科会長
16	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	○	山本 雅宏	副分科会長
17	鳥取市認知症本人大使「希望大使」	×	藤田 和子	
18	公募委員	○	有田 裕	
19	公募委員	○	太田 恵子	

【事務局】

	所属等	出席	氏名
1	福祉部次長兼長寿社会課長	○	松本 縁
2	長寿社会課課長補佐兼管理係長	○	渡邊 聡
3	長寿社会課管理係主任	○	澤田 裕子

【説明課等】

	所属等	出席	氏名
1	福祉部次長兼地域福祉課長	○	小森 毅彦
2	地域福祉課指導監査室長	○	山形 孝史
3	保険年金課医療費適正化推進室長	○	梶 晶子
4	鳥取市保健所健康づくり推進課長	○	西尾 靖子
5	鳥取市保健所健康づくり推進課健診推進室長	○	小森 里美
6	長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長	○	藤木 尚子
7	長寿社会課鳥取市中央包括支援センター主任	○	森木 公平
8	長寿社会課鳥取市中央包括支援センター主任	○	森下 息吹
9	長寿社会課介護保険係長	○	岡崎 昌史

鳥取市介護保険等推進委員会について

○委員会の設置目的

鳥取市介護保険事業計画及び鳥取市高齢者福祉計画を策定にあたり、広く市民の意見を反映するため

○委員会の所掌事務

- ・第10期鳥取市介護保険事業計画及び鳥取市高齢者福祉計画の作成
（計画期間：令和9年度～令和11年度）
- ・第9期鳥取市介護保険事業計画及び鳥取市高齢者福祉計画の変更及び進捗管理
（計画期間：令和6年度～令和8年度）
- ・その他市長が必要と認める事項

○委員の任期及び名簿は、別紙「鳥取市介護保険等推進委員会 名簿」のとおり

○委員会には、委員長1人、副委員長1人を置く（委員互選による選出）

鳥取市介護保険等推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市介護保険事業計画及び鳥取市高齢者福祉計画の策定並びに鳥取市地域密着型サービスの適切な運営の確保にあたり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市介護保険等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に定める市町村介護保険事業計画の作成及び変更に関する事。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に定める市町村老人福祉計画の作成及び変更に関する事。
- (3) 前2号の計画の進捗管理に関する事。
- (4) 介護保険法第42条の2第5項に定める地域密着型介護サービス費の額、同法第78条の2第7項に定める地域密着型サービスの指定及び同法第78条の4第6項に定める指定地域密着型サービスの基準に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉関係機関の職員
- (3) 介護関係団体の代表者
- (4) 医療関係団体の代表者
- (5) 地域福祉活動組織の代表者
- (6) 鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会の会長及び副会長
- (7) 公募市民
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

5 前項の規定により部会を設置した場合の部会の部長は、委員長がその職に就く。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉部長寿社会課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第7条第1項の規定に関わらず、委員長が選任されていない場合に開かれる会議は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 17 日から施行する。

計画策定（委員会開催）スケジュール

資料1

時 期	委員会等	内 容
R8.7.31	第1回委員会	・国の動向（計画策定方針、各種施策等） ・各種調査結果 ・第10期計画に向けた課題整理
R8.8.27	第2回委員会	・第9期計画の進捗管理 ・第10期計画の施策の概要（骨子）
R8.11月上旬	第3回委員会	介護サービス量と給付費、保険料の見込み
R8.12月上旬	第4回委員会	第10期計画の素案
	市民政策コメントの実施、議会に計画素案報告（12月議会）	
R9.1下旬	第5回委員会	第10期計画の最終案
R9.2	社会福祉審議会老人福祉専門分科会に諮問 市議会に「鳥取市介護保険条例」改正案提出（介護保険料改定の場合）	
R9.4～	第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画スタート	

介護保険事業計画・高齢者福祉計画について

計画の位置づけ（計画の法的根拠と期間）

1 計画の法的根拠

(1) 介護保険事業計画

○根拠法令：介護保険法第(平成9年法律第123号)117条

○計画内容：厚生労働大臣が示す基本指針に即して、3年を1期として、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

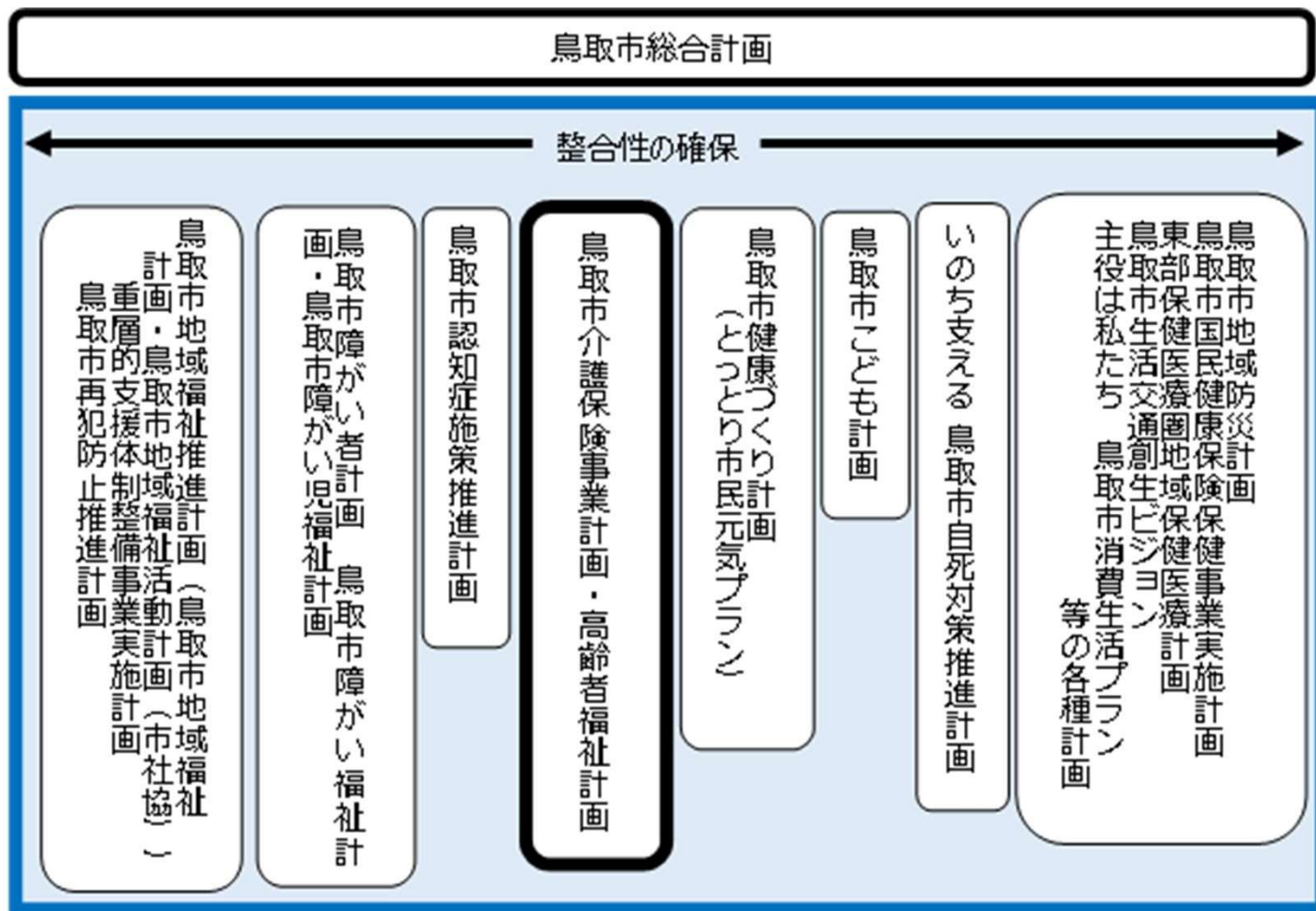
(2) 高齢者福祉計画

○根拠法令：老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8

○計画内容：老人福祉事業(老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設事業)の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

2 計画期間 令和9年度～11年度(2027～2029年)の3年間

計画の位置づけ（鳥取市の各種計画との関係性）



この計画は、法令等に基づき、介護保険計画と高齢者福祉計画を一体的に策定し、「成年後見制度の利用の促進に関する施策の基本的な計画」を内包します。

また、「鳥取市総合計画」の個別計画であり、「鳥取市地域福祉推進計画」をはじめ関連する各種計画の整合性を確保します。

第10期介護保険事業計画について(国の動向)

第10期計画で記載を充実させるべき主な事項(抜粋)

(1)介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業計画の策定

- 2040年を見据えた中長期推計を行い、県・市が共通認識のもと広域的に議論
- 計画策定での県の関与・医療介護連携を強化(議論プロセス・内容を明確化)
- 策定時に確認すべき指標・状況を提示など

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 地域類型別(中山間・大都市・一般市)に「時間軸×地域軸」で策定
- 中山間・人口減少地域は人材確保・生産性向上・特例サービス等で体制確保
- 整備時に医療連携状況・高齢者向け住まいの定員・要介護者状況を勘案 など

第10期介護保険事業計画について(国の動向)

第10期計画で記載を充実させるべき主な事項(抜粋)

(2)地域包括ケアシステムの深化

- 改正セーフティネット法を踏まえ住宅部局と福祉部局が連携
- 総合事業＋それ以外の多様な活動・事業も含めて充実
- 介護予防と支え合いの一体拠点を整備・運営
- 身寄りのない高齢者への相談対応を明確化、切れ目ない支援
- 認知症基本法・推進基本計画を踏まえた取組推進
- 高齢者住まい・同居者等からの虐待防止を推進
- 災害・感染症に備え地域包括支援センターのBCP策定・訓練

(3)介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- 人材確保・生産性向上・経営改善を一体推進
(多様な人材確保、定着促進、魅力向上、外国人材、介護テクノロジー、協働化等)

<参考資料>

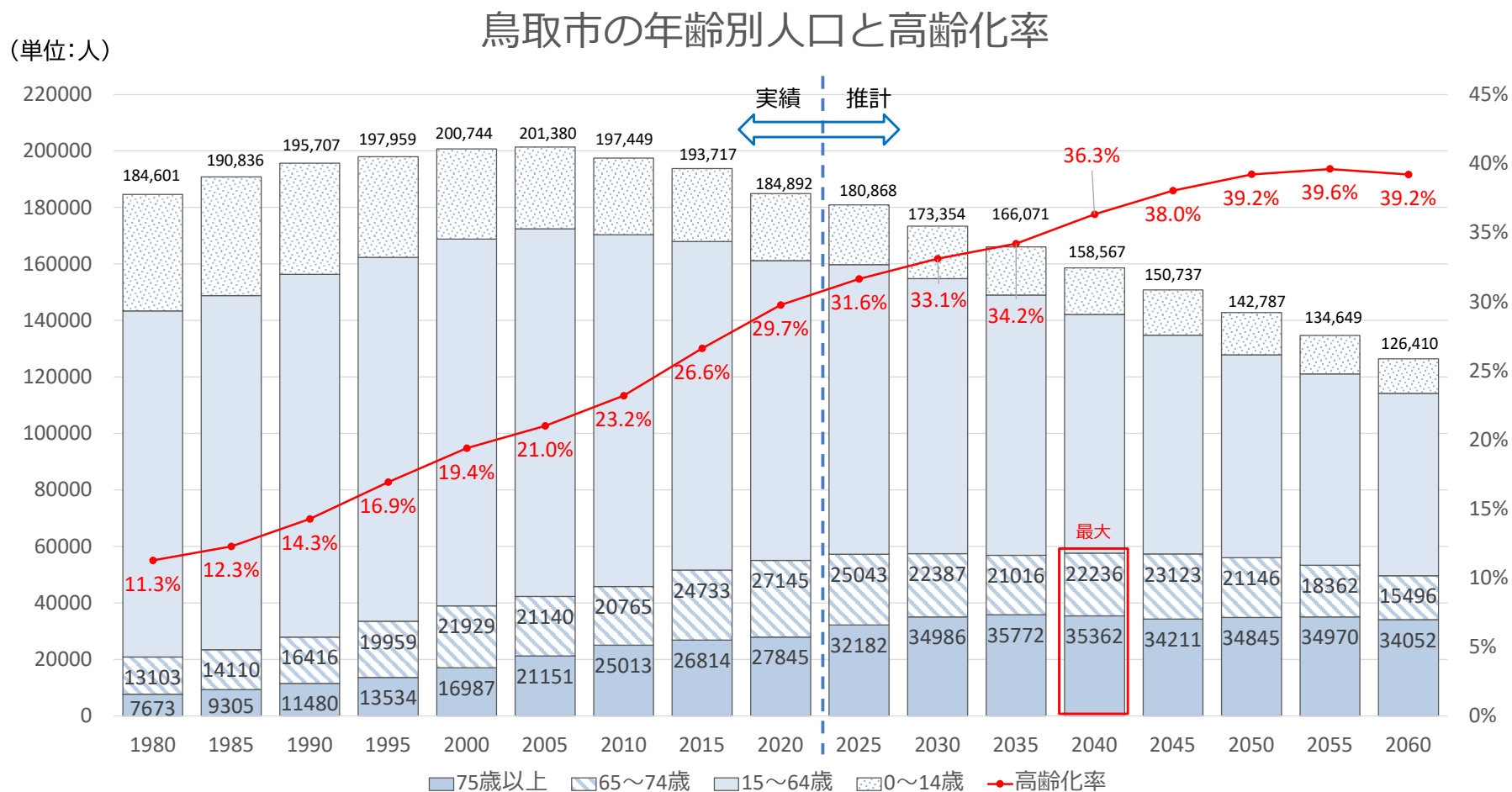
資料3



※厚生労働省の資料を基に鳥取市が加工

資料 4

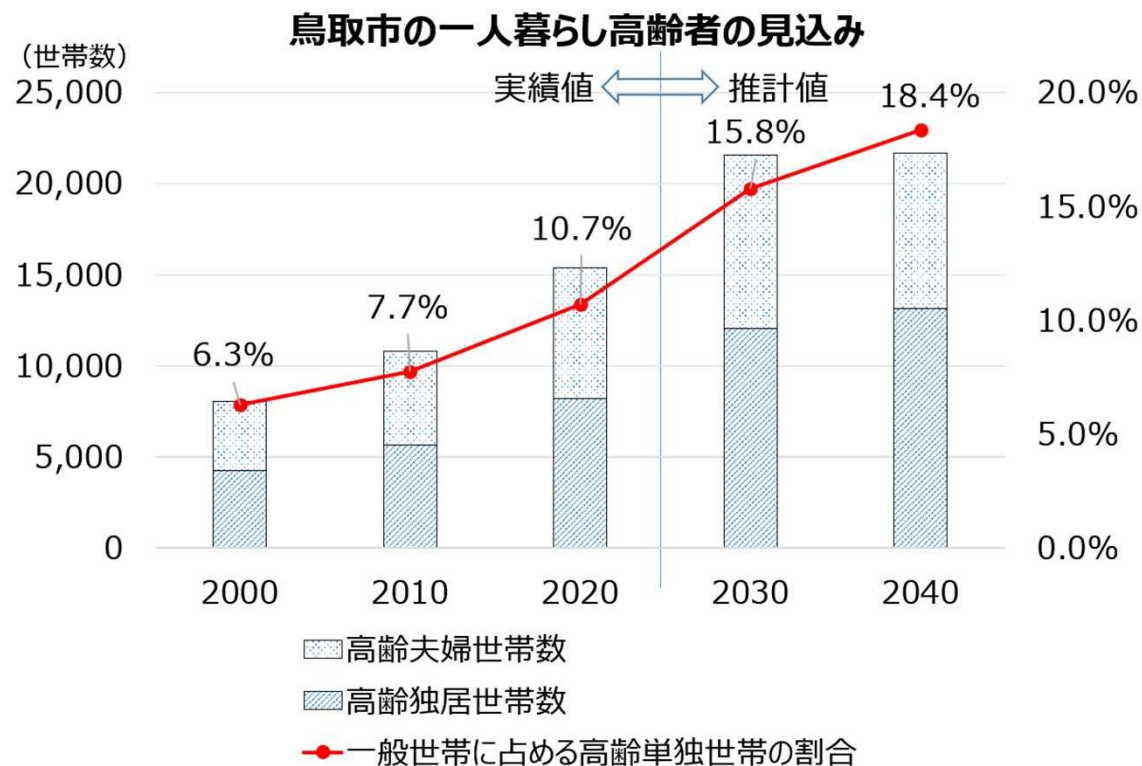
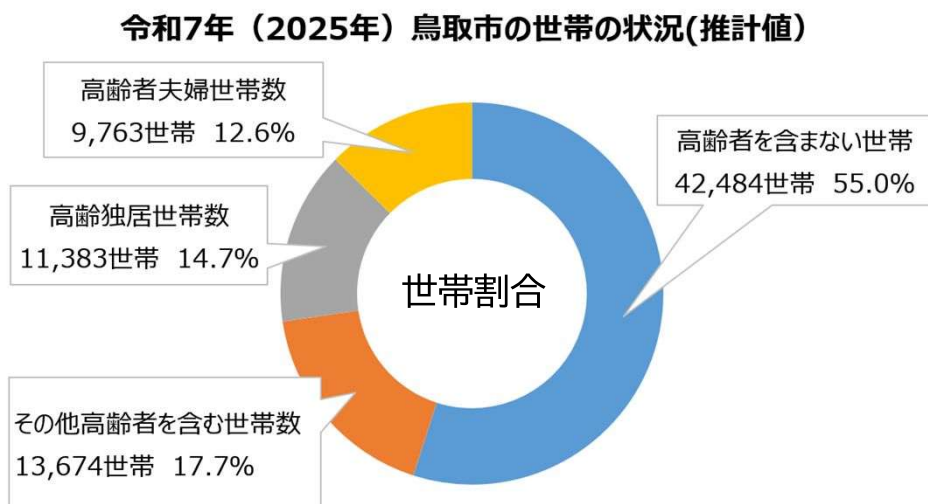
鳥取市の高齢化の現状と将来推計について①



2020年まで国勢調査、2025年以降は鳥取市人口ビジョン（令和8年3月改訂）

鳥取市の高齢化の現状と将来推計について②

資料 4



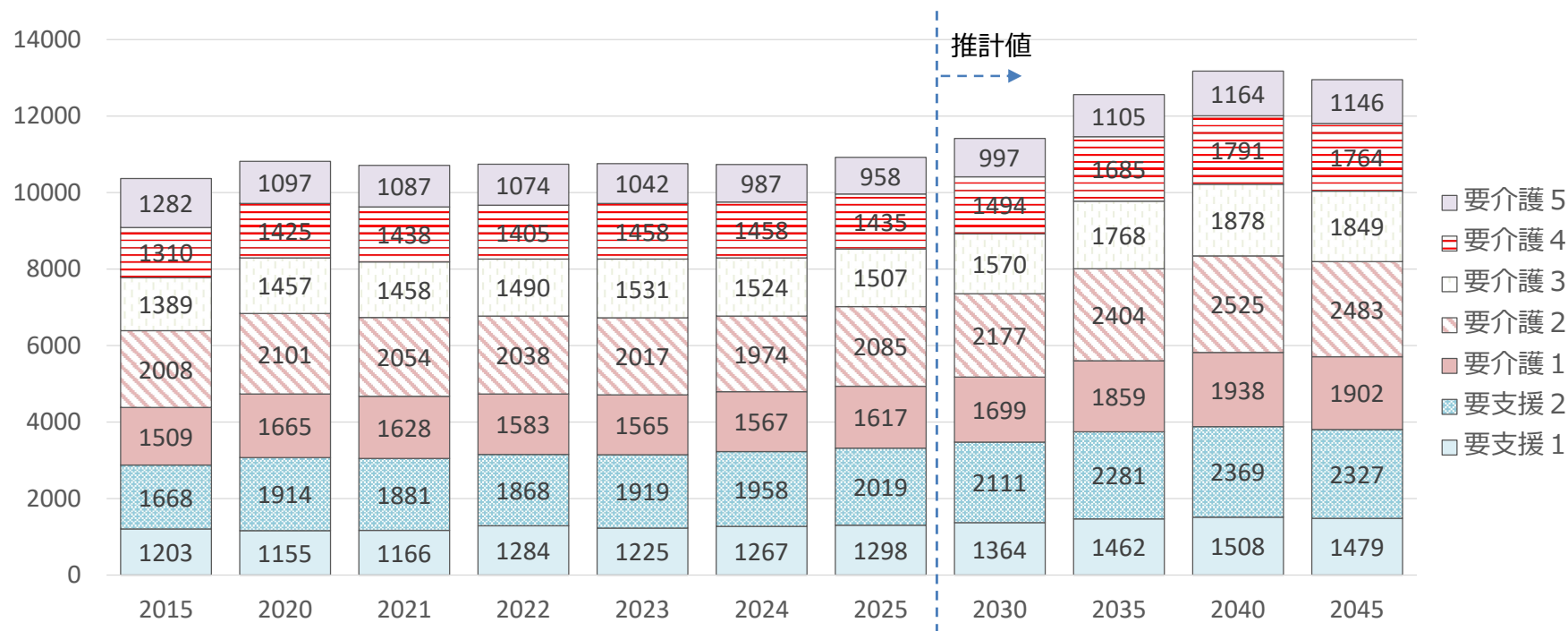
2020年まで：国勢調査

2025年以降の推計値：日本の世帯数の将来推計（2024年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）のうち、鳥取県全体の35%（令和2年国勢調査における県全体の世帯数に占める鳥取市の割合）を鳥取市として算出。

鳥取市の介護保険を取り巻く状況について①

資料 4

要支援認定者・要介護認定者数の推移



2015～2024年までは介護保険事業状況報告（年報）、2025年は同（月報）実績値。

2030年以降は、推計人口に2025年時点の認定率※をかけた数値

※認定率には2025年における①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上の階層ごとの要支援1～要介護5の認定者数／2025年の①～③各階層の推計人口を用いた

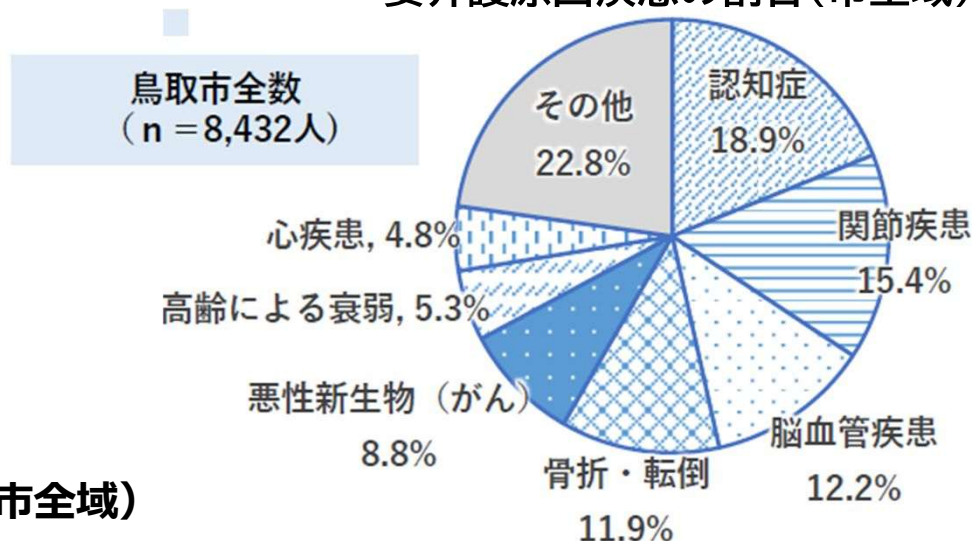
資料 4

<参考資料>

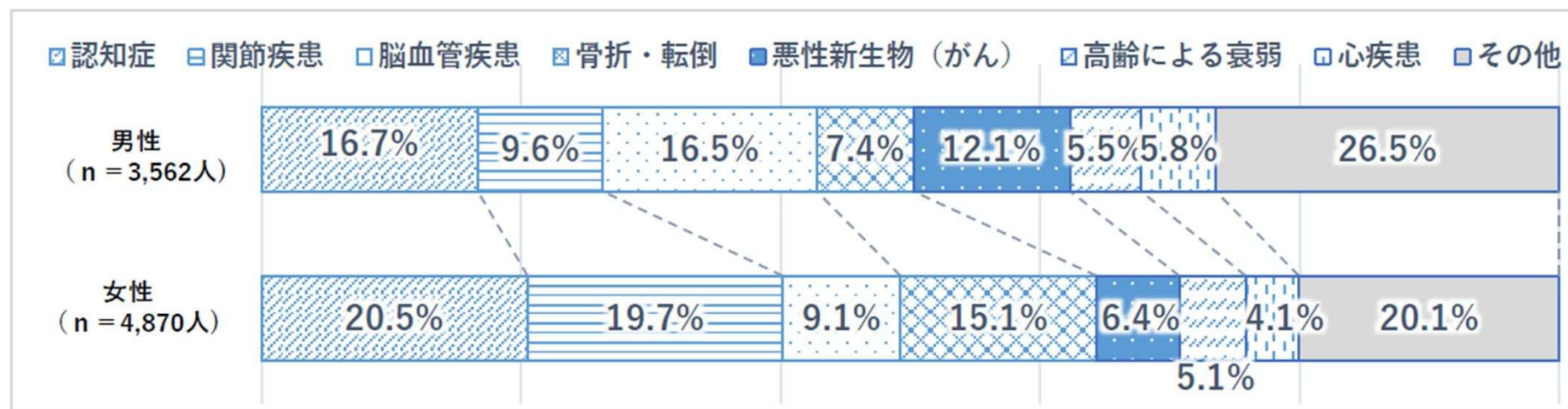
令和6年度鳥取市介護保険 主治医意見書データ集計結果 (令和2～5年度新規申請者)

鳥取県国民健康保険団体連合会
(令和7年3月)

要介護原因疾患の割合(市全域)



要介護原因疾患の男女別の割合（市全域）



＜参考資料＞ 鳥取市の成年後見制度の活用状況等

資料 4

本人住所による市町村別の申立件数

年	後見開始	保佐開始	補助開始	3類型合計
R1	58	27	5	90
R2	56	37	12	105
R3	72	31	22	125
R4	49	29	17	95
R5	31	26	10	67
R6	47	23	7	77

出所：鳥取家庭裁判所

市民後見人候補者名簿登録者数の状況

登録年度	登録者	取消者	現在の登録者	受任人数
H28	4	2	2	0
H29	1		1	2
H30	1		1	3
R1	2		2	3
R2	0		0	3
R3	3		3	4
R4	3	1	2	4
R5	18	2	16	5
R6	8		8	5
R7	8		8	4
合計	48	5	43	33

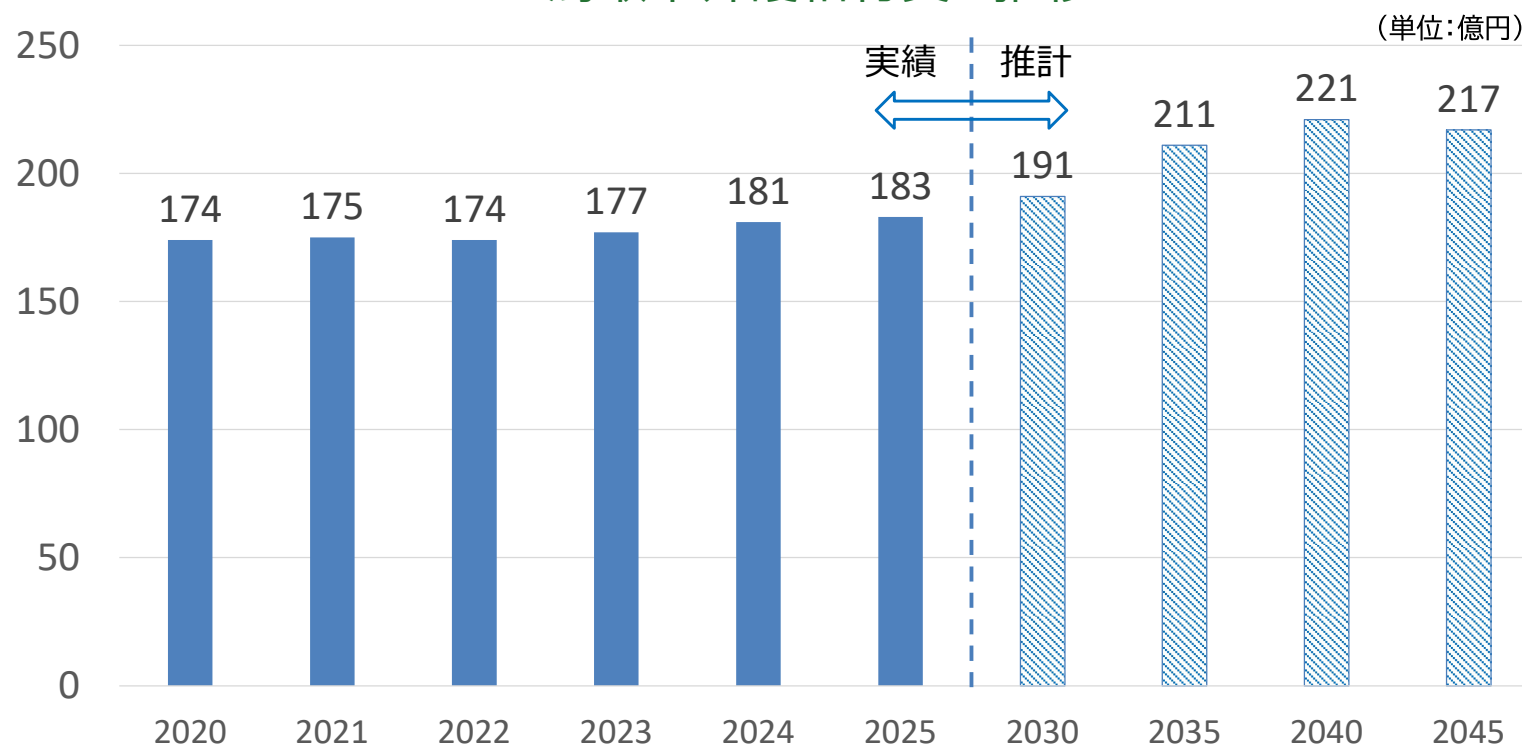
出所：鳥取市

※受任人数は、該当年度に市民後見人が受任した人数。1人の市民後見人が複数人を受任している場合がある。

鳥取市の介護保険を取り巻く状況について②

資料 4

鳥取市介護給付費の推移



※ 2025年まで給付実績、2030以降は推計認定者数に認定者一人当たり給付費を乗じた値

※ 認定者一人当たり給付費 = 2025年度の給付費 / 認定者数 (月報)

※ 介護給付費には、地域包括支援センター運営費を含む

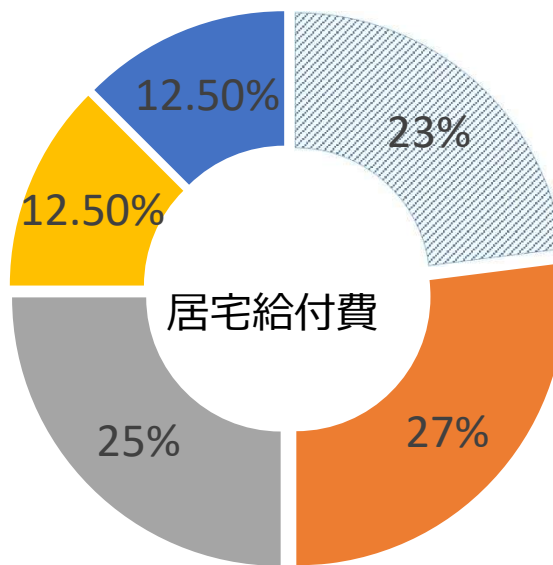
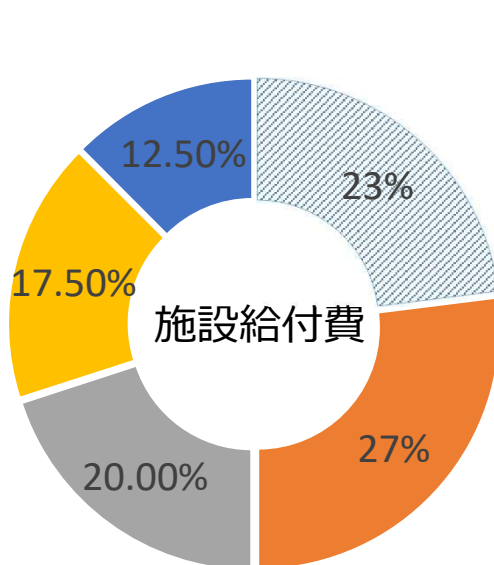
鳥取市の介護保険を取り巻く状況について③

資料 4

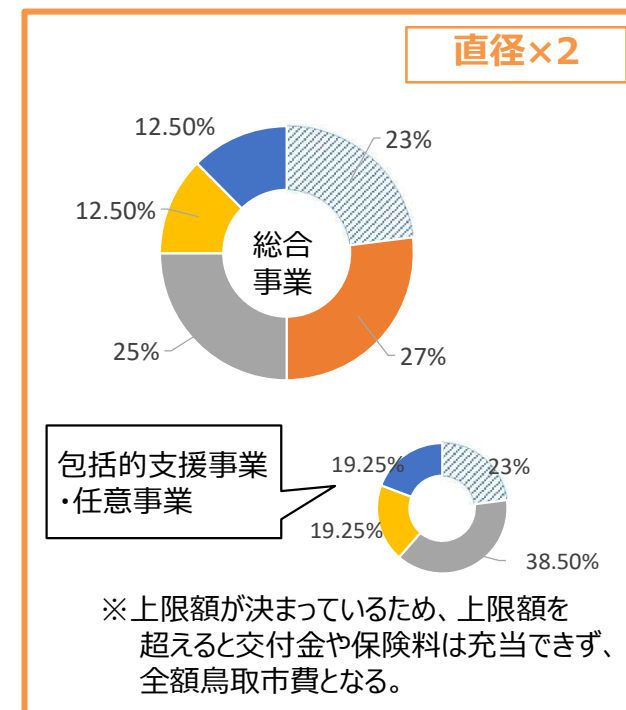
介護保険事業の財源の仕組み

※円の面積は、各費用の規模を表します。（R7年度決算見込額を使用）
総合事業・任意事業は円の直径を2倍にしています。

■ 1号保険料 ■ 2号保険料 ■ 国支出金 ■ 県支出金 ■ 市支出金



※居宅給付費と施設給付費の国支出金では、各保険者ごとの住民の年齢や所得に応じて、国の負担率を調整する仕組みが導入されている。
鳥取市は国庫負担率が上乗せされ、上乗せされた金額分だけ1号保険料が軽減される。



調査の概要

(1)調査目的	要介護認定を受けていない高齢者の要介護リスクや生活状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を把握する。
(2)調査対象	令和7年9月30日時点で65歳以上で、要介護認定を受けていない方（要支援認定及び事業対象者は調査対象とした。）
(3)主な調査項目	身体状況、健康状態、心理、社会、社会経済的地位、会・グループへの参加、地域環境、外出、栄養、心理、趣味などに関する項目
(4)調査票発送数	10,800通
(5)調査期間	令和7年11月17日～令和7年12月8日
(6)回答数	回収数 8,057票(74.6%)：有効回答数 7,994票(74.0%)

健康とくらしの調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）結果（抜粋）

1) 外出頻度について

①外出頻度は、「週5回以上（57.2%）」が最も多い。「週1回以上の合計」では9割以上となっている。

②昨年度と比べて外出回数が、「減っていない（44.2%）」が最も多い。

①②とも、2022年の前回調査よりも割合が高くなっており、外出頻度は増加傾向となっている。

①あなたが外出する頻度はどのくらいですか（畑や隣近所へ行く、買い物、通院などを含みます）

年	総数	週に5回以上		週4回		週2～3回		週1回		週1回以上の合計		週1回未満	
2025	7,994	4,575	57.2%	992	12.4%	1,477	18.5%	395	4.9%	7,439	93.1%	395	5.0%
2022	7,264	4,456	61.3%	805	11.1%	1,120	15.4%	325	4.5%	6,706	92.3%	386	5.3%

※総数と割合には無回答を含む

②昨年と比べて外出の回数は減っていますか。

年	総数	とても減っている		減っている		あまり減っていない		減っていない	
2025	7,994	208	2.6%	1,447	18.1%	2,648	33.1%	3,537	44.2%
2022	7,264	228	3.1%	1,590	21.9%	2,276	31.3%	3,001	41.3%

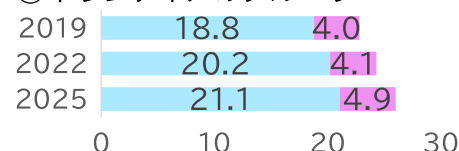
※総数と割合には無回答を含む

健康とくらしの調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）結果（抜粋）

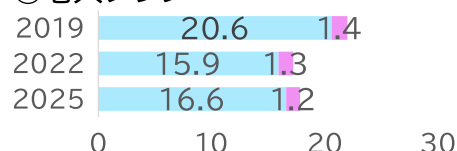
2) 様々な活動にどのくらいの頻度で参加している(■週1回未満 ■週1回以上)

『■週1回以上』の参加割合を2019年や2022年の調査と比べると、「③健康体操やサロンなどの介護予防のための通いの場」や「④スポーツ関係のグループやクラブ」、「⑨収入のある仕事」が他の活動と比較して、増加幅が大きい。

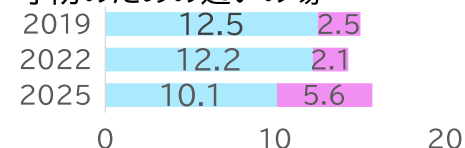
①ボランティアのグループ



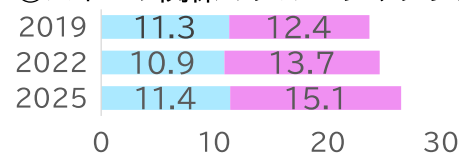
②老人クラブ



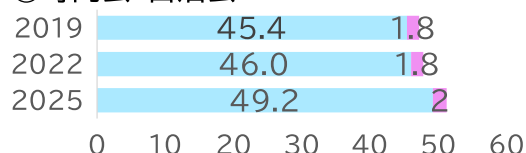
③健康体操やサロンなどの介護予防のための通いの場



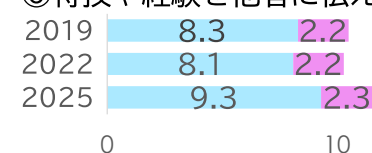
④スポーツ関係のグループやクラブ



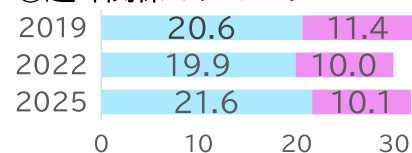
⑤町内会・自治会



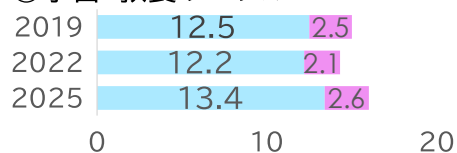
⑥特技や経験を他者に伝える活動



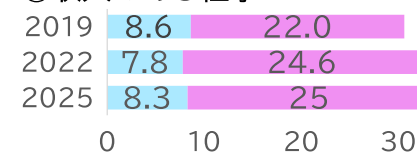
⑦趣味関係のグループ



⑧学習・教養サークル



⑨収入のある仕事



健康とくらしの調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

3) 口腔・栄養について

①～④の口腔・栄養に関しては、2022年の前回調査と同様の傾向となっており、口腔機能低下のリスクの傾向に大きな変化は見られない。

① 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。

年	総数	はい		いいえ	
2025	7,994	2,535	31.7%	5,314	66.5%
2022	7,264	2,491	34.3%	4,606	63.4%

※総数と割合には無回答を含む

② 口の渇きが気になりますか。

年	総数	はい		いいえ	
2025	7,994	1,788	22.4%	5,983	74.8%
2022	7,264	1,568	21.6%	5,460	75.2%

※総数と割合には無回答を含む

③ お茶や汁物などでむせることがありますか。

年	総数	はい		いいえ	
2025	7,994	1,784	22.3%	6,057	75.8%
2022	7,264	1,637	22.5%	5,440	74.9%

※総数と割合には無回答を含む

④ この半年間に体重が2～3kg以上減少しましたか。

年	総数	はい		いいえ	
2025	7,994	1,172	14.7%	6,493	81.2%
2022	7,264	1,189	16.4%	5,750	79.2%

※総数と割合には無回答を含む

健康とくらしの調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）結果（概要）

4) 転倒・身体機能について

2022年の前回調査と比べると、①過去1年間に転倒経験が「何でもある」、「1度ある」と②階段を手すり等を使用しないで昇ることが「できない」が増加傾向となっている。また、③15分位の継続歩行が「できるし、している」の割合が減少しており、運動機能が低下している傾向となっている。

① 過去1年間に転んだ経験がありますか。

年	総数	何でもある		1度ある		ない	
2025	7,994	678	8.5%	1,766	22.1%	5,418	67.8%
2022	7,264	597	8.2%	1,487	20.5%	5,029	69.2%

※総数と割合には無回答を含む。

② 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。

年	総数	できるし、している		できるけどしていない		できない	
2025	7,994	3,967	49.6%	2,394	29.9%	1,459	18.3%
2022	7,264	3,705	51.0%	2,101	28.9%	1,282	17.6%

※総数と割合には無回答を含む。

③ 15分位続けて歩いていますか。

年	総数	できるし、している		できるけどしていない		できない	
2025	7,994	5,369	67.2%	1,991	24.9%	490	6.1%
2022	7,264	4,993	68.7%	1,632	22.5%	481	6.6%

※総数と割合には無回答を含む。

健康とくらしの調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）結果（抜粋）

5) 認知症について

①自分が認知症であることを周囲に伝えることができるか「わからない」、③認知症になったら、周囲の人に助けてもらいながら自宅生活が続けることについては、「そう思うとやや思うの合計」が半数以上を占めている。また、②認知症になってからも自分らしく続けることができるまち（地域）になりつつあると感じているかどうかについては、「あまり思わない」、「思わない」と回答した人が6割あり、新しい認知症観の啓発を引き続き行っていく必要がある。

①あなたが認知症になったとき、自分が認知症であることを周囲の人に伝えることができますか。

年	総数	できる		できない		わからない	
2025	7,994	2,745	34.3%	433	5.4%	4,401	55.1%

※総数と割合には無回答を含む。

②あなたが暮らすまち（地域）は「認知症になってからも、自分らしく暮らし続けることができるまち（地域）」になりつつあると感じますか。

年	総数	以前からそのようなまちである		なりつつあると思う		あまり思わない		思わない	
2025	7,994	432	5.4%	1,853	23.2%	3,688	46.1%	1,227	15.3%

※総数と割合には無回答を含む。

③自分が認知症になったら、周りの人に助けてもらいながら自宅での生活を続けたいと思いますか。

年	総数	そう思う		ややそう思う		どちらでもない		あまり思わない		全く思わない		そう思うとやや思うの合計		あまり思わないと全く思わないの合計	
2025	1,002	249	24.9%	274	27.3%	200	20.0%	171	17.1%	68	6.8%	523	52.2%	239	23.9%
2022	912	239	26.2%	257	28.2%	144	15.8%	166	18.2%	49	5.4%	496	54.4%	215	23.6%

※総数と割合には無回答を含む。

1. 調査の概要及び調査票について

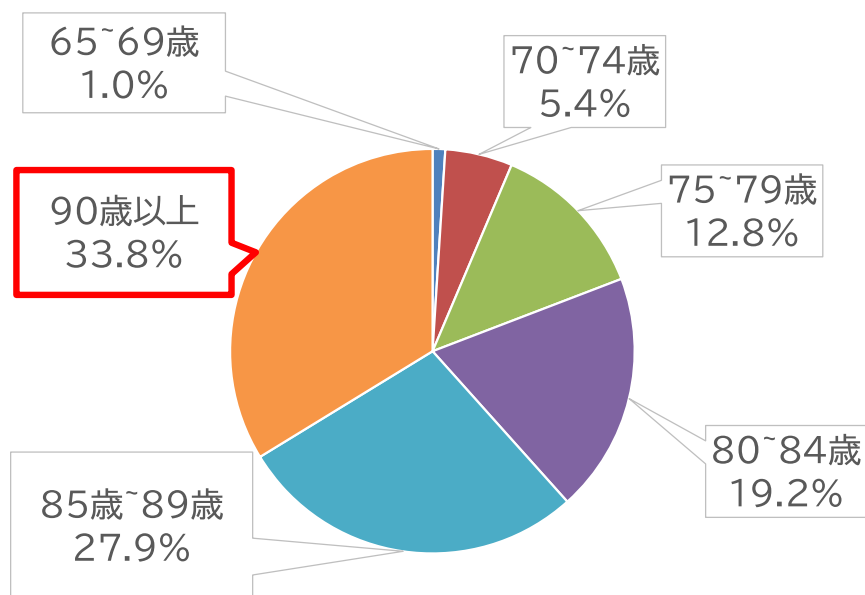
(1)調査目的	「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するため
(2)調査対象	次の①、②、③すべてに当てはまる方 1,000人 ①市内在住の65歳以上の要介護1～5の認定を受けている方 ②在宅で生活されている方 ※施設入所・入院者等は対象外 ③更新申請・区分変更申請による要介護認定調査を受ける又は受けた方
(3)主な調査項目	○調査票A票 / 本人：世帯類型、施設等への入所・入居の検討状況、介護保険サービス以外の支援・サービス利用等 ○調査票B票 / 本人の介護者：主な介護者の就労上状況、属性、不安に感じていること等
(4)調査方法	郵送調査
(5)調査期間	令和7年12月1日～令和7年12月22日
(6)回答数	407票(391票)

在宅ケアとくらしの調査（在宅介護実態調査）結果（抜粋）

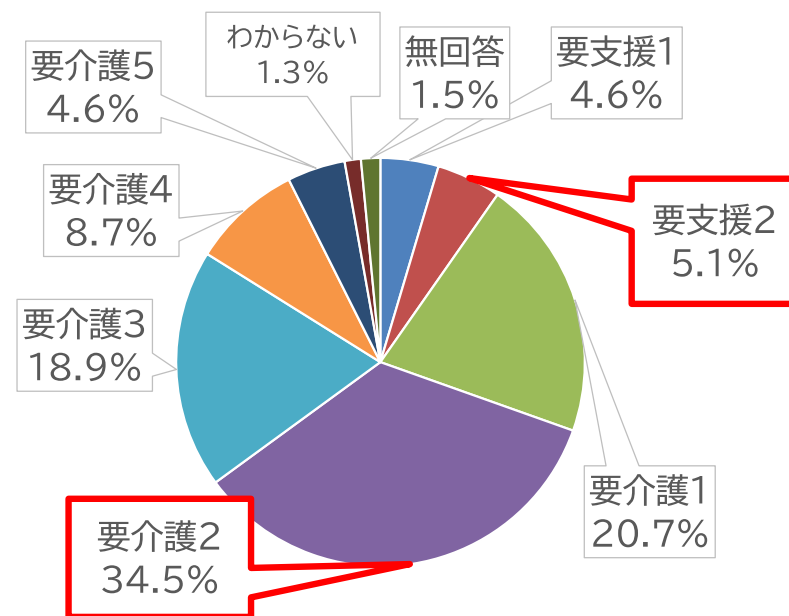
2.調査票A /本人調査 年齢層と介護状態

在宅で暮らすご本人の年齢層は、90歳以上の方が33.8%と最も割合が高く、介護度では、要支援2の方が5.1%、要介護2の方が34.5%と最も割合が高い。

① 年齢構成



② 介護認定の状況



在宅ケアとくらしの調査（在宅介護実態調査）

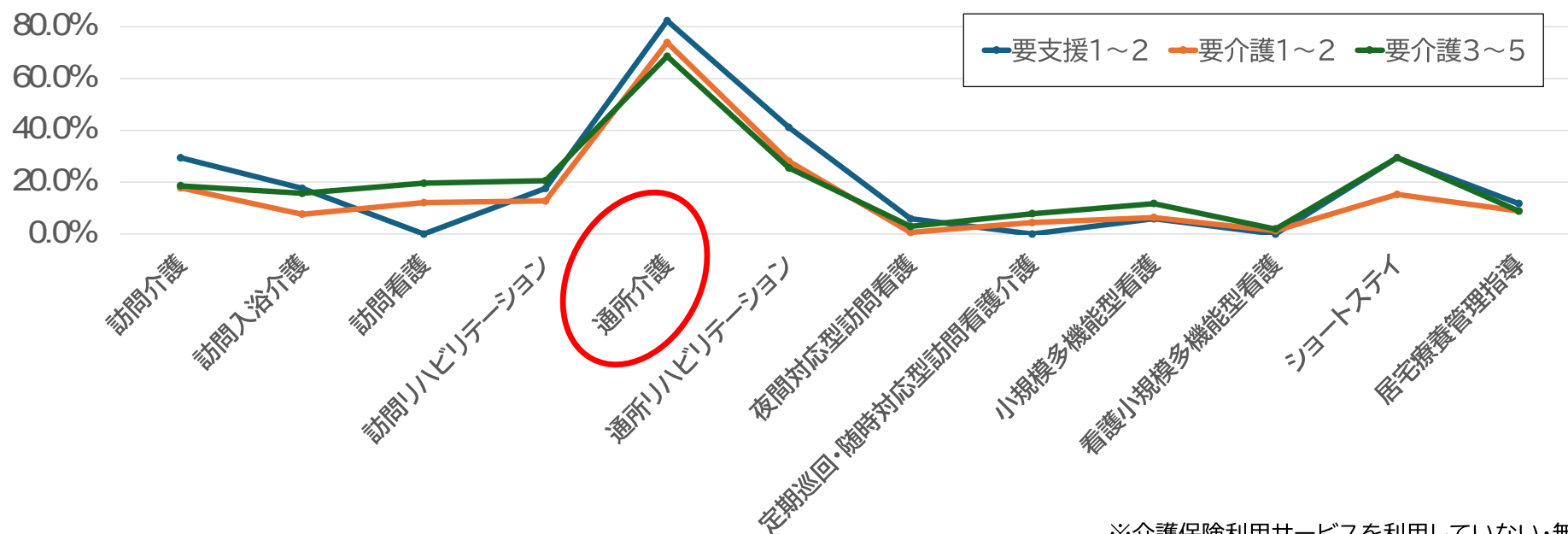
3.調査票A /本人調査 令和7年11月の介護保険サービス利用状況

介護保険サービスの利用状況について、介護度を3つに区分（要支援1、2 要介護1、2 要介護3以上）に分けて、比較したところ、どの区分でも「通所介護」の利用率が最も多い。

<参考> 要介護度3区分ごとの人数

要支援1-2	要介護1-2	要介護3-5
17	157	102

各区分におけるサービス別の割合



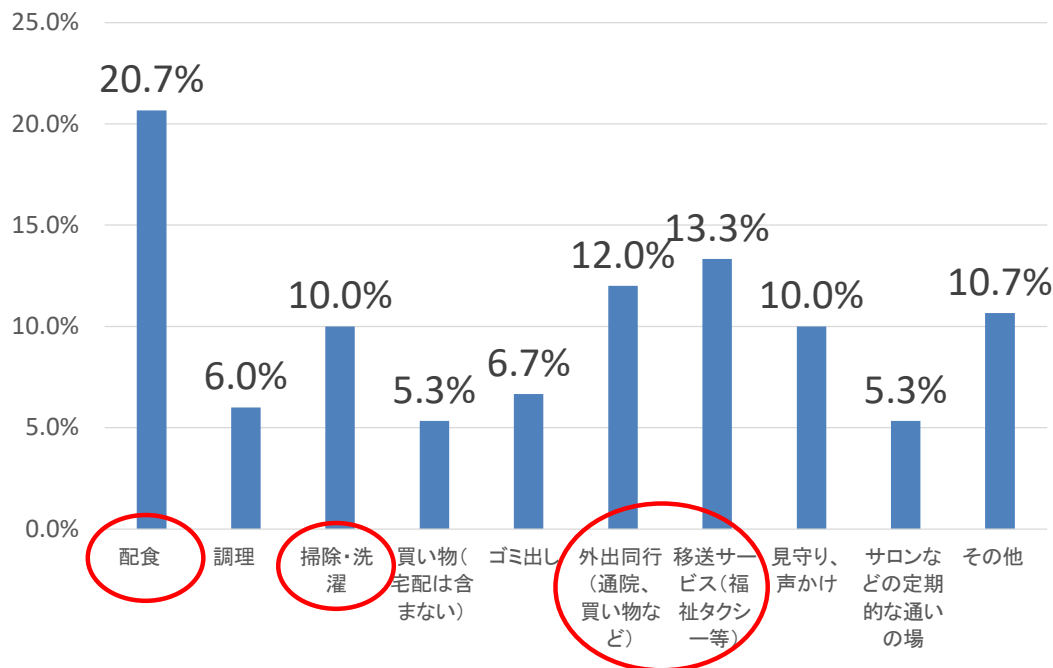
※介護保険利用サービスを利用していない・無回答、不明は除く。

在宅ケアとくらしの調査（在宅介護実態調査）結果（抜粋）

4.調査票A /本人調査 「介護サービス以外」に利用している支援サービス

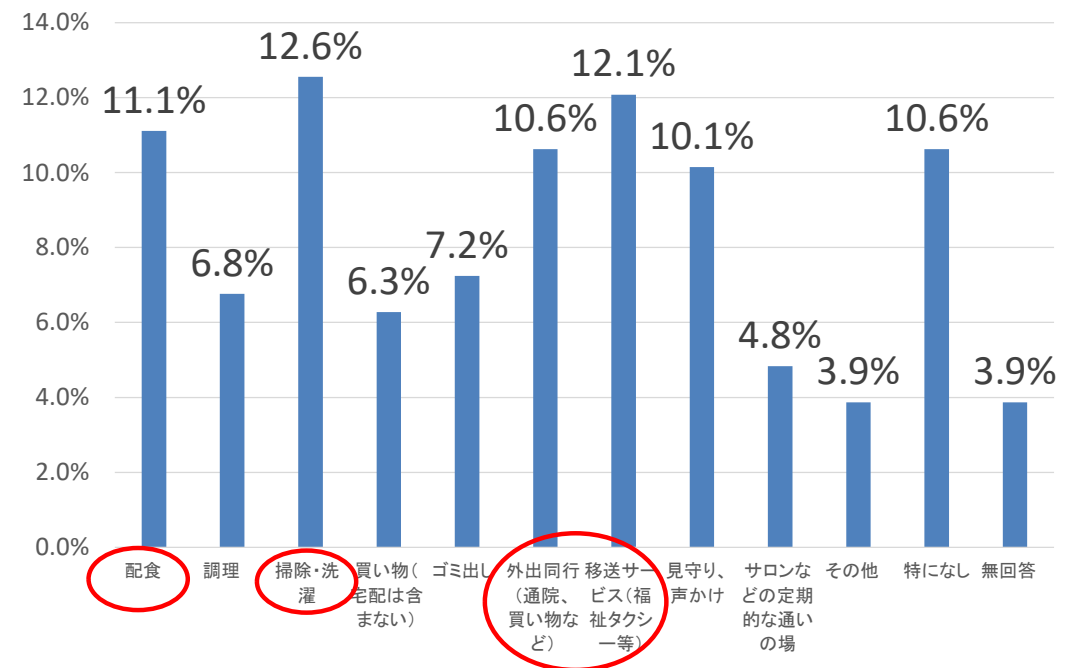
「介護サービス以外」で利用している支援サービスについては、配食、掃除・洗濯、移送サービス、外出同行の順での割合が高い。

現在利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービス (n=97)



※介護保険利用サービス以外の支援・サービスを利用していない・無回答を除く。

在宅生活の継続に必要な支援・サービス（現在利用中で充実が必要と感じる支援・サービスを含む）(n=97)

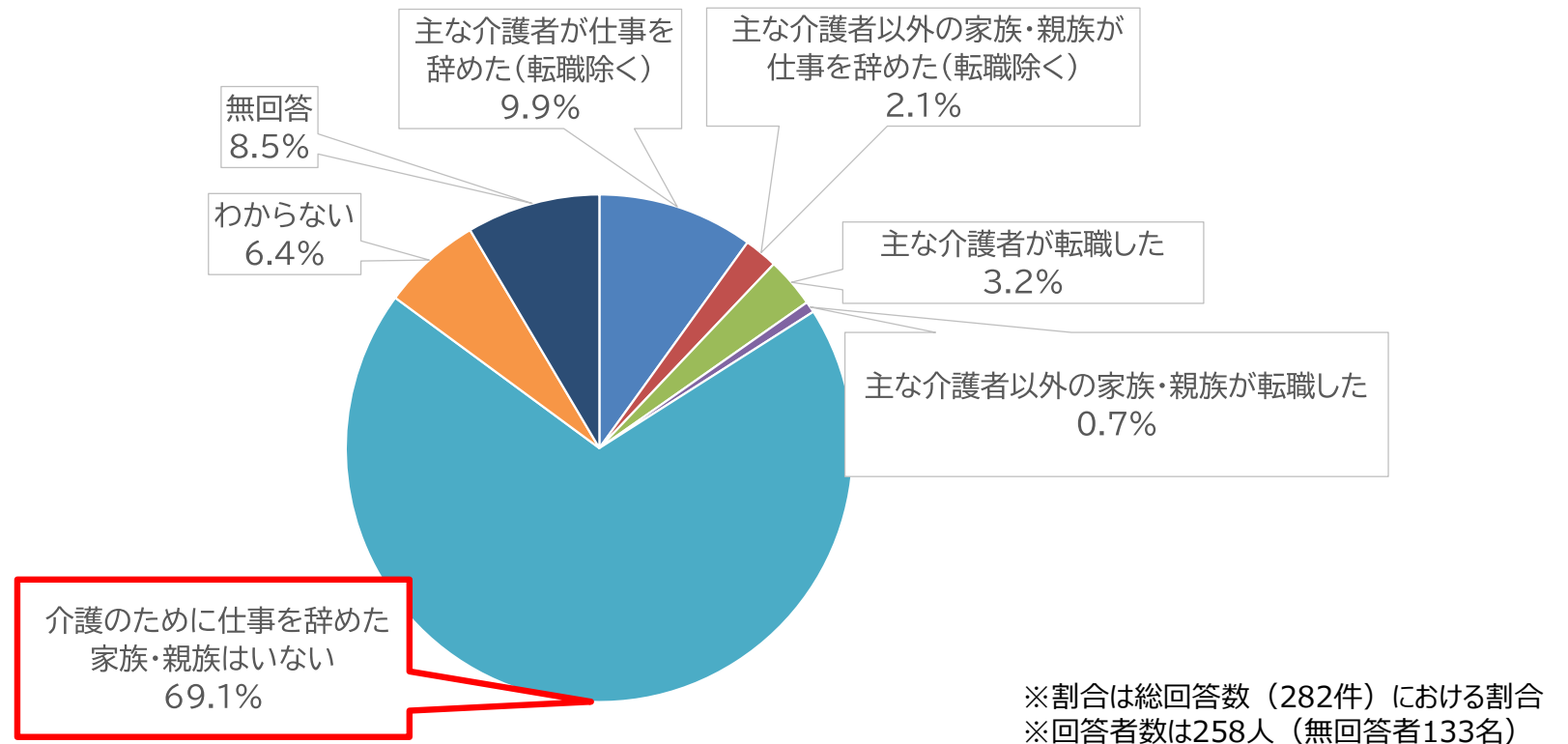


※介護保険利用サービス以外の支援・サービスを利用していない・無回答を除く。

在宅ケアとくらしの調査（在宅介護実態調査）結果（抜粋）

5.調査票B /介護者 就労状況

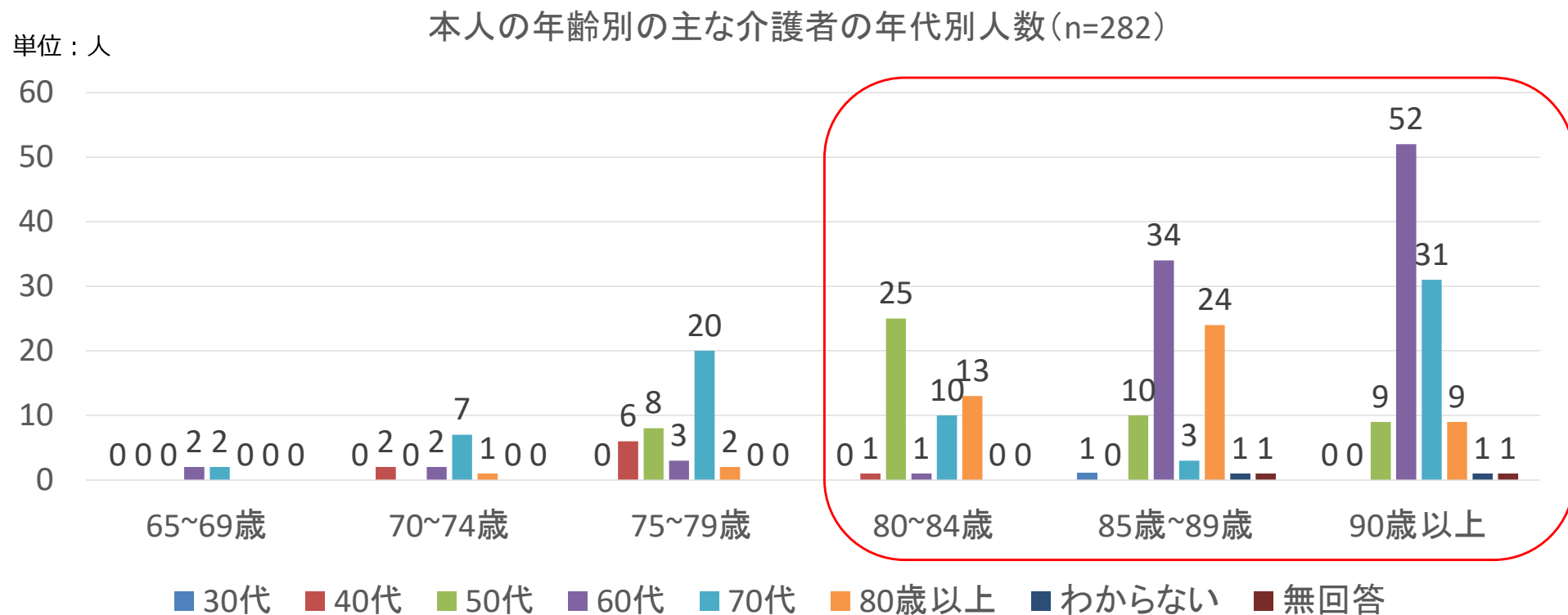
過去1年間の主な介護者等の家族の就労状況については、介護を理由として仕事を辞めた家族・親族は
いないが69.1%と最も多く、退職したり、転職した割合の合計よりも多くなっている。



在宅ケアとくらしの調査（在宅介護実態調査）

6.調査票B /介護者 本人と介護者の年齢層

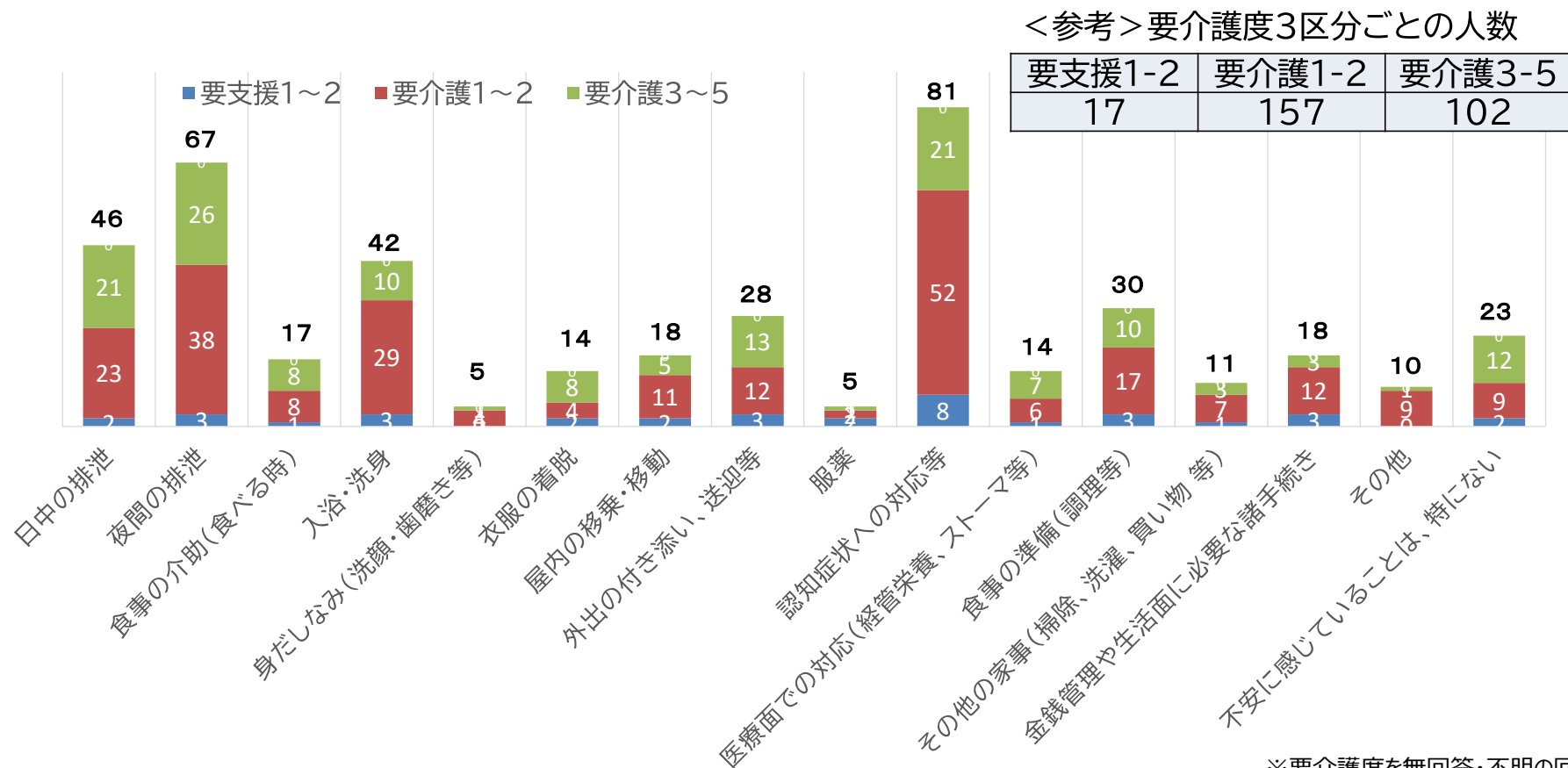
本人が85歳以上では、主な介護者に60代が最も多い。本人が85～89歳では、主な介護者に80代の方も多く、本人が90歳以上の場合は、主な介護者に70代も多い。



在宅ケアとくらしの調査（在宅介護実態調査）

7.調査票B /介護者 介護者が不安に感じる介護

介護者が特に不安に感じている介護は、「認知症への対応等」が最も多く、次いで「夜間の排泄」となっている。



※要介護度を無回答・不明の回答は除く。

介護人材実態調査について

資料7

✓ 調査の目的

- ・介護人材の①性別・年齢構成、②資格保有状況、③過去1年間の採用・離職の状況、④訪問介護サービスにおけるサービス提供の実態などを把握します。
- ・調査の結果や、調査結果に基づいた関係者間での議論を通じて、地域内の介護人材の確保・サービス提供方法の改善などにつなげていくことを目的としています。

✓ 調査の概要

- 調査期間：令和7年5月1日～令和7年5月30日、発送事業所数：471件（メール）、回答事業所数：105件、回収率：22.3%
 - ・本調査は、事業所、施設・居住系サービスの管理者の方などが回答されたものです。
 - ・各事業所等に所属する介護職員の数や、採用・離職の状況に加え、各介護職員の属性を個別に回答いただいています。
 - ・また、訪問介護事業所については、別途に職員が回答する「職員票」を用意しています。
- これは、特に訪問介護について、個々の職員の身体介護・生活援助の提供状況を把握することで、サービス提供に見直しの余地がないか検討することを想定しています。
- （例えば、買い物や調理・配膳などの提供を、地域のボランティア等が担うことはできないか検討するなど）

✓ 注目すべきポイント

- ①サービス系統別の、介護職員の性別・雇用形態別の年齢構成は？（サービス系統別に大きな偏りはみられないか）
- ②過去1年間の、サービス系統別の採用・離職の実態は？（要介護者数の増加に比して、介護職員数は増加しているか）
- ③訪問介護のサービス提供に、見直しの余地はないか？（生活援助について、地域のボランティア等が担う余地はないか）

介護人材実態調査 集計結果(その①)

✓ ポイント: その1 ～サービス系統別の性別・雇用形態別の年齢構成～

サービス系統(n)	常勤	非常勤	非常勤比率
訪問系(20)	146人	102人	41.4%
通所系(47)	252人	118人	31.9%
施設・居住系(38)	763人	144人	15.9%
合計(105)	1,161人	364人	23.9%

- 訪問系の非常勤依存割合が高い
- 訪問介護職員の高齢化が想定される
→60代以上が中心的な担い手になっている
- 施設・居住系は常勤中心で比較的安定した雇用構造
→夜勤を伴うため、人材確保は引き続き課題

訪問系の介護職員の多様な人材の確保
→介護人材の負担軽減、地域における持続可能なサービス提供体制の維持・強化

出典:厚生労働省
令和8年度概算要求の概要

3 事業のイメージ図



介護人材実態調査 集計結果(その②)

✓ ポイント: その2 ～要介護者数の増加に対して、介護職員数は増加しているか～

サービス系統	採用者数	離職者数	純増減	前年比
訪問系	31人	23人	+8人	103.3%
通所系	53人	41人	+12人	103.4%
施設・居住系	130人	101人	+29人	103.3%
合計(全系統)	214人	165人	+49人	103.3%

💡 全系統で職員数は前年比103.3%

💡 採用214人に対して離職165人と、採用の約77%が離職の職員数に吸収されている

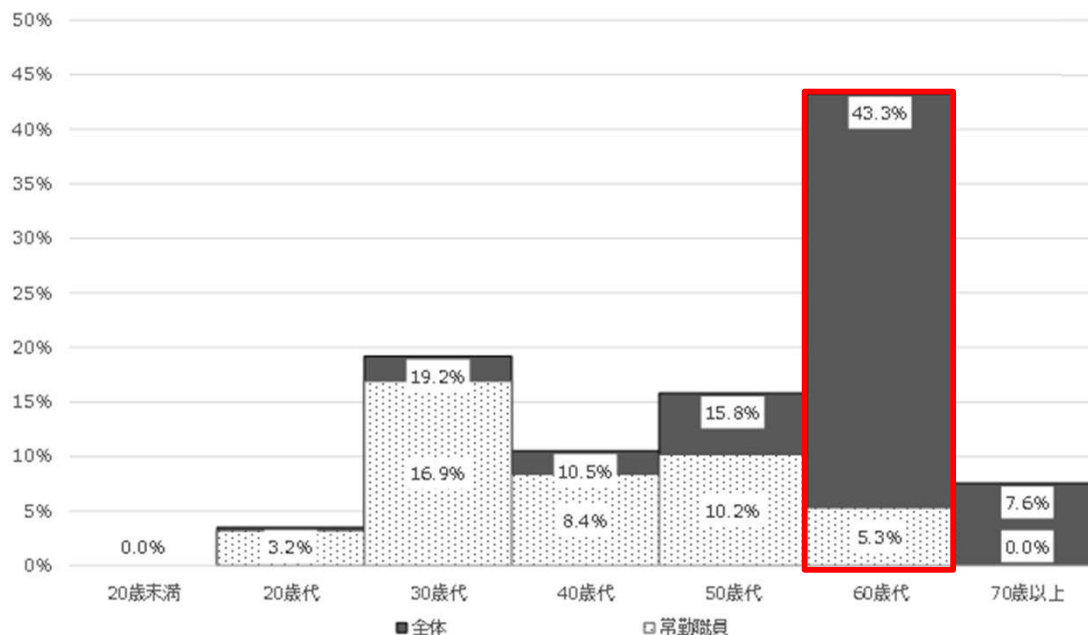
💡 転職者の約9割が市内の事業所間移動

👉 離職防止(定着)を最優先に取り組むことが重要
→ ICT、介護ロボット導入による負担軽減など
👉 市外・新規層からの人材獲得
→ 潜在有資格者、外国人材、UIターン層の獲得など
県と連携して人材確保を推進

介護人材実態調査 集計結果(その③)

✓ポイント:その3 ～訪問介護のサービス提供に見直しの余地はないか～

職員の年齢別の訪問介護提供時間（生活援助）



💡「生活援助」の提供時間
→高齡の訪問介護職員が多く担っている

💡生活援助は、専門的な介護技術を必ずしも要しない業務
→この部分を地域資源へ移行できれば、有資格者ヘルパーを身体介護・重度者対応・認知症ケアに集中させることができる

- 👉生活援助の枠割の明確化
- 👉担い手の組織化と育成
→生活支援コーディネーターを核に、地域ボランティア・市民団体などを組織化
研修・活動支援によりサービスの信頼性と継続性を確保する
- 👉「支える側」への転換
→高齡者自身が生活支援の担い手になることで、生きがいの創出とフレイル予防にもつながる

「第9期計画における取組」と「第10期計画に向けた課題等」

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 施策体系

【 基本理念 】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

【基本方針1】

健康づくりと「リエイブルメント」により介護予防の実現

施策目標① 高齢者が自分の状態にあった方法で健康づくり、
介護予防に取り組むことができる (※重点施策) ... P32

施策目標② フレイル等の状態が悪くなっても「リエイブル
メント」できる (※重点施策) ... P33

【基本方針2】

自己実現を可能にする環境づくり

施策目標③ 認知症や要介護状態になっても助け合って暮らし
続けることができる (※重点施策) ... P34

施策目標④ 意思決定が困難になってもその人らしい暮らしを
継続することができる (※重点施策) ... P35

施策目標⑤ 個人・専門職・地域等の困りごとを相談できる体
制ができている (※重点施策) ... P36

施策目標⑥ 地域活動が活発で社会参加がすすんでいる
(※重点施策) ... P37

【基本方針3】

未来にわたり持続可能な制度づくり

施策目標⑦ 必要とされる介護サービスが提供できる ... P38

施策目標⑧ 介護現場の業務が効率化及び改善され、介護人材
の確保・定着・育成ができている (※重点施策) ... P39

施策目標⑨ 介護サービスが適切に利用されている ... P40

施策目標⑩ 災害・感染症発生時でも継続してサービス提供が
できる ... P41

基本方針1

健康づくりと「リエイブルメント」により介護 予防の実現

施策目標①

高齢者が自分の状態にあった方法で健康づくり、
介護予防に取り組むことができる

【第9期計画における取組】	<第10期計画に向けた課題等>
■施策の方向性 ○自分の健康状態を把握し、自身の治療や療養の方針を正確な情報に基づいて考えることができる ○年齢にかかわらず生きがいや趣味を持ち、生活を楽しむことができる ○健康づくりに主体的に取り組む人が増えることで、そうでない人も自然と健康的な生活を送ることができる地域になる	○国保特定健康診査 ・受診率の向上：未受診者への個別勧奨を効果的に行う ・みなし健診の活用：医療機関との連携により医療機関受診者のデータを健診結果とみなす取組を推進する ・関係機関連携の実効性：広報を「実施した」で終わらせず、受診行動につなげる連携が重要
■主な成果指標 ・かかりつけ医のいる者の割合 ・医師の治療方針を理解している者の割合 ・幸福感がある者の割合 ・うつ病のある者の割合	○保健事業と介護予防の一体的実施事業 ・対象者の把握を拡大：全市域展開の実を伴わせるため、ハイリスク者を確実に把握・介入する仕組みづくり ・フレイル予防の知識の普及拡大：関係機関と連携し、通いの場への介入の機会を増やし、普及啓発を行う
■主な活動指標 ・国保特定健康診査の実施率 ・（参考）後期高齢者健康診査の実施率 ・保健事業と介護予防の一体的実施事業／健康状態不明瞭者の把握事業数 ・保健事業と介護予防の一体的実施事業／フレイル予防の啓発数 ・介護予防出前講座の開催数及び参加者数 ・国保特定保健指導の実施率	○介護予防出前講座 ・介護予防の知識の普及拡大：圏域毎の健康や生活の課題を参考に、重点的な啓発の実施 ・周知方法の見直し：既存の広報が届いていない層への新たな周知手段の検討 ○国保特定保健指導 ・利用率の向上：健診で抽出された対象者を保健指導につなげる利用勧奨の実施 ・対象者のニーズ合わせた指導：委託機関と連携し利用しやすい体制づくりを行うとともに、生活実態を踏まえた効果的な保健指導を実施

基本方針1

健康づくりと「リエイブルメント」により介護予防の実現

施策目標②

フレイル等の状態が悪くなっても「リエイブルメント」できる

【第9期計画における取組】	<第10期計画に向けた課題等>
■施策の方向性 ○再自立（リエイブルメント）の考えが共有され、住民や専門職にそのイメージが共有され、「再自立（リエイブルメント）できる」という考えが一般的になる ○本人の目指す再自立（リエイブルメント）があり、本人、家族、専門職との間でそのイメージが共有される ○再自立（リエイブルメント）可能かどうか、適切な判断を受けることができ、その説明に納得することができる ○効果的に再自立（リエイブルメント）できる体制がある ○再自立（リエイブルメント）した後も、自己管理（セルフマネジメント）によって自立した生活が継続できる	○介護予防ケアマネジメント ・実施体制の確保：対象者増を見据えた直営・外部委託の適切な役割分担 ○保健事業と介護予防の一体的実施事業 ・介入支援数の量的拡大：全市域展開の実を伴わせるため、介入対象を増やす ・支援の質の向上：対象者が主体的に取り組める個別性に応じた提案や個別目標の設定による効果的支援 ・実施体制・方法の見直し：拡大後の体制を効率的・効果的に運用する仕組みづくり ○短期集中予防サービス ・利用者数の伸び悩みの打開：ケアマネジメントで「改善が見込める人」を確実に本サービスへつなぐ働きかけ ・運用の改善：事業所・地域包括支援センターの運用上の課題の明確化と解消
■主な成果指標 ・新規要支援・要介護認定者の平均年齢 ・短期集中予防サービス終了1年後の認定の変化 ・サービス利用時の目標が、サービス終了後に継続して達成できている割合	
■主な活動指標 ・介護予防ケアマネジメントの実施数 ・保健事業と介護予防の一体的実施事業／フレイルの有リスク者への介入支援数 ・短期集中予防サービス利用者及びプログラム修了者数 ・新規要支援認定者数における短期集中予防サービスの利用率	

基本方針2

自己実現を可能にする環境づくり

施策目標③

認知症や要介護状態になっても助け合って暮らし続けることができる

【第9期計画における取組】

■施策の方向性

○介護保険制度や高齢者福祉制度では対応が難しい、生活のうえでのちょっとした困りごとが、住民同士の支えあいによって助け合うことができる
○高齢になっても住み慣れた地域での生活が続けられるよう、以前から生活している住まいで暮らし続けることができたり、住まいを借りることができるなど、住まいを確保することができる
○認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、認知症になっても早い段階でさまざまな支援につながる環境があることで、生活の安心・安定を得て自分らしく暮らすことができる
○認知症や要介護の本人や家族の心理的、経済的、身体的な負担が軽減するような取組みが行われる
○認知症や要介護状態になっても、本人の望む社会参加を継続することができ、継続することができるための環境がある
○退院時や看取り期など、医療と介護が適切に連携でき、支障なく生活を送ることができる
○認知症が進行した時、身体状況が悪化した時に、必要なケアが受けられる事業所、施設、医療機関が整備されている
○鳥取市認知症施策推進基本計画の策定検討

■主な成果指標

- ・ソーシャル・キャピタル得点（助け合い）
- ・ソーシャル・キャピタル得点（連帯感）
- ・認知症の人の大声や暴力、歩き回るなどの行動は、満たされない時に起こると思う者の割合
- ・認知症の人も地域活動に参加した方が良いと思う人の割合
- ・認知症の人が、記憶力が低下して判断することができなくなっても、日々の生活について本人が決められる方が良いと思う者の割合
- ・医療・介護事業者へのアンケートによる連携達成度指数の平均値
- ・認知症専門ケア加算の取得事業所数

■主な活動指標

- ・介護支援ボランティア制度登録者数
- ・ファミリー・サポート・センターの登録会員数及び支援回数等
- ・認知症に関する情報の普及啓発回数及び参加人数
- ・認知症初期集中支援チームの支援件数
- ・認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業利用者数
- ・寝具丸洗い乾燥消毒サービス利用人数
- ・日常生活用具購入助成サービス利用人数
- ・軽度家事援助サービス実施数
- ・家族介護用品購入費の助成人数
- ・家族介護慰労金の支給人数
- ・認知症カフェの開催回数及び認知症本人参加回数
- ・チームオレンジの設置、あり方に関する検討 など

<第10期計画に向けた課題等>

○介護支援ボランティア

- ・登録者を「実際に活動する人」へつなぐ仕組みづくり
- ・活動施設（受け皿）の拡大

○ファミリー・サポート・センター

- ・協力会員（支える側）の新規確保と世代交代
- ・高齢化による退会を上回る新規登録者の獲得
- ・民生委員以外も含めた周知ルートの多様化

○認知症に関する普及啓発

- ・「新しい認知症観」を市民が実感として理解する啓発への転換
- ・認知症の本人が語る機会・場の確保

○認知症初期集中支援事業

- ・早期診断につなぐ医療機関との連携強化
- ・支援チームを核とした地域ネットワークの構築・活用
- ・支援後の継続的な見守り体制への接続

○認知症高齢者等やすらぎ支援員

- ・支援員・利用者の固定化の解消
- ・新規支援員の確保と新規利用者の掘り起こし

○寝具丸洗い乾燥消毒サービス

- ・事業廃止も含めて、時代に合った事業整理が必要

○日常生活用具購入助成サービス

- ・事業ニーズを踏まえて、事業廃止も含め検討

○軽度家事援助サービス

- ・類似の事業があるため、事業の整理が必要

○家族介護用品購入費助成

- ・対象者・対象品目のニーズ、時代に合った品目の見直し

○家族介護慰労金

- ・対象要件の適切な運用

○認知症カフェ

- ・認知症本人の参加促進
- ・認知症地域支援推進員との連携による運営支援

○チームオレンジ

- ・サポーターをチーム組成へつなぐ後方支援の充実
- ・チームの継続的な活動と、本人・家族ニーズとのマッチング
- ・認知症サポーター養成 → チームオレンジという流れの確立 など

基本方針 2

自己実現を可能にする環境づくり

施策目標④

意思決定が困難になってもその人らしい暮らしを継続することができる

【第9期計画における取組】

■施策の方向性
○これからの暮らしを考えたり、話し合ったりすることができ、本人の意向に沿った状態・環境で過ごすための準備をあらかじめ行うことができる
○ものごとを順序立てて処理するなどの遂行力が低下したとしても、生活状況が著しく悪化したり、負債が増加したりする前に手助けしてもらうことができ、必要な手続きが適切に行われる
○意思の表出や決定が困難になった場合でも、本人の意思が尊重され、本人が意思決定する手助けを受けられるなどの適切な意思決定の支援を受けることができる

■主な成果指標

- ・ ACPを知っている人の割合
- ・ 最終段階について話し合ったことがある人の割合
- ・ 意思決定してほしい人の、「いない」「無回答」の割合

■主な活動指標

- ・ 在宅医療・介護連携推進事業での普及啓発回数及び延参加者数
- ・ 成年後見制度利用促進に係る中核機関での相談件数
- ・ 市民後見人の候補者名簿登録者数

<第10期計画に向けた課題等>

- 在宅医療・介護連携推進事業
 - ・ 幅広い年齢層への啓発：高齢者本人だけでなく、意思決定を支える子ども世代・現役世代への啓発をどう届けるか
 - ・ 他部門連携による効果的啓発：地域保健等との連携により、単発でなく効果的な啓発機会を確保する
 - ・ 専門職の実践力向上：啓発（知識）から現場での実践（研修）への深化
 - ・ 意思決定局面での実践：入院・施設入所者とその家族に対する具体的なACPの推進
- 成年後見制度利用促進
 - ・ 市民後見人の受任促進：育成した候補者を実際の受任（活動）につなぐマッチングの改善
 - ・ 担い手の量的確保：認知症・ひとり暮らし高齢者の増加に伴う需要増に対応する担い手（市民後見人など）の確保
 - ・ 中核機関機能の充実：とっとり東部権利擁護支援センターを核とした地域連携ネットワークの強化
 - ・ 適切な後見人選定：受任調整会議の役割の整理

基本方針 2

自己実現を可能にする環境づくり

施策目標⑤

個人・専門職・地域等の困りごとを相談できる体制ができている

【第9期計画における取組】	<第10期計画に向けた課題等>
■施策の方向性 ○近所や地域の人を見守りがあり、困ったときに相談の後押しをしてくれたり、代わって相談してくれたりする人が増える ○福祉的問題を抱える人についての相談先が、少なくとも1つ以上知られていることで、相談機関に繋がることができる可能性を高めることができる ○窓口で困りごとを相談したときに、直接関係する窓口でなかったとしてもその場で断られず、関係する窓口に繋いでもらえたり、何らかの対応がしてもらえたりするようになる ○単一の支援機関や住民相互の間だけで解決が困難な問題が発生した時に、必要な支援機関や住民団体同士で問題が共有され、専門職がチームとして解決に動くことができる ○相談した困りごとについて、対応の経過や結果が簡単にでも地域と共有され、地域の人から相談プロセスが信頼されるようになる ○専門職や支援機関同士で、支援する中で抱えている困りごとを共有し、相互に助言や支援を得ることができる ○地域の中で起きている困りごとを、地域の中で話し合う仕組みがある	○地域住民や団体、専門職との連携 ・既存の連携の場・会議の把握と全体での共有 ・地域包括支援センターを核とした身近な相談窓口のネットワーク化 ・「点」で存在する窓口を「面」の相談体制へ ○個別事例に関する会議 ・個別事例を検討する機会の確保 ・個別事例から地域課題を把握・集約する仕組みづくり ・集約した地域課題の政策・地域づくりへの還元 ○地域リハビリテーション活動支援事業 ・専門職の事業目的への理解を促進し、実際の利用につなげる ・他事業（介護予防・通いの場等）と連動した周知 ○地域ケア会議等 ・個別会議の開催数の増加 ・個別会議から推進会議へつなぐ運営の仕組みづくり ・会議が形骸化しないための効率的・効果的な運営 ○地域の困りごとを話し合う仕組み ・地域の困りごとを話し合う場の設置（住民・関係団体との協働） ・生活支援コーディネーターとの連携の実効性確保 ・住民主体で場を運営・継続する担い手の確保
■主な成果指標 ・地域包括支援センターへ寄せられた相談件数 ・地域包括支援センターを知っている高齢者の割合 ・ソーシャル・キャピタル得点（連帯感）	
■主な活動指標 ・地域住民や団体、専門職との連携を図った回数 ・個別事例に関する会議の実施回数 ・地域リハビリテーション活動支援事業における個別支援及び事業所支援の実施数	

基本方針 2

自己実現を可能にする環境づくり

施策目標⑥

地域活動が活発で社会参加がすすんでいる

【第9期計画における取組】	<第10期計画に向けた課題等>
■施策の方向性 ○社会参加の必要性や介護予防に対する効果が広く理解され、社会参加したいと考える人が増える ○介護予防や健康づくりを目的とした集まりに限らず、趣味、スポーツ、ボランティアなどの多様な社会参加の方法・場所・内容があり、集まりを立ち上げたい時や参加したい時に、必要な情報を受け取ることができる ○地域活動を支援する人がいて、人と人、人と団体を繋ぐことができることで、地域活動がますます活発になる ○社会参加するための多様な手段、方法がある	○ふれあい・いきいきサロン支援事業 ・代表者・ボランティアの担い手不足の解消と世代交代 ・福祉学習等を活用した新たな担い手の育成 ・既存サロンの継続実施 ○シルバー人材センター ・利用者の身体状況・ニーズに応じた家事援助サービスの提供 ・就労を通じた高齢者の社会参加の受け皿としての機能維持 ・サービスの担い手（会員）の確保 ○地域支え合い推進員 ・現状を踏まえた活動方向性の抜本的見直し ・推進員の役割の明確化と情報共有の強化 ○公共交通機関等利用助成事業 ・高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進 ・引きこもりの防止等介護予防、健康寿命の延伸
■主な成果指標 ・社会参加率 ・ソーシャル・キャピタル得点（社会参加） ・グループ活動への参加意向がある者の割合	
■主な活動指標 ・通いの場への参加者数 ・シルバー人材センター会員数 ・地域支え合い推進員の配置人数及び活動状況 ・公共交通機関等利用助成事業の助成件数	

基本方針3

未来にわたり持続可能な制度づくり

施策目標⑦

必要とされる介護サービスが提供できる

【第9期計画における取組】	<第10期計画に向けた課題等>
■施策の方向性 ○在宅での生活を支えるサービスがあり、在宅介護を受ける人が支えられている ○中山間地域の活用できる資源が民間、公的サービスとともに少ない環境であっても、必要なサービスが維持され、適切なサービスを受けることができる ○地域の介護の拠点となる小規模多機能型居宅介護の整備が進み、地域に向けて開かれている ○計画した認知症グループホームの整備が進んでいる	○事業所定員に対する稼働状況 ・サービス種別ごとの稼働実態等を把握と計画的な整備 ○小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況 ・日常生活圏域ごとの整備状況の把握と計画的な整備 ・新規参入を促す環境づくり ○認知症高齢者グループホームの整備状況 ・認知症高齢者の増加見込に対応した実態の把握と、計画的な整備
■主な成果指標	
■主な活動指標 ・事業所定員に対する稼働状況 ・小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況 ・認知症高齢者グループホームの整備状況	

基本方針3

未来にわたり持続可能な制度づくり

施策目標⑧

介護現場の業務が効率化及び改善され、介護人材の確保・定着・育成ができています

【第9期計画における取組】

■施策の方向性
 ○介護の仕事に専門的な知識が必要であると理解され、イメージが向上し尊重されるようになる
 ○処遇改善加算等の活用が進み、介護職で生活をしていくことができる給与を得ることができる
 ○介護の仕事でのキャリアアップがイメージできる
 ○適切な人員配置が行われることや、介護の仕事が効率化されること等を通じて、時間外勤務が減少する
 ○新規に介護の仕事に就く人が増える、専門的な資格が不要な仕事を担う人が増える

■主な成果指標

- ・介護職員処遇改善加算取得率
- ・職員離職率
- ・法定配置人数に対する人員充足率
- ・施設定員に対する稼働状況（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）

■主な活動指標

- ・処遇改善加算の要件周知実施数
- ・介護ロボットやICT機器の導入支援事業所数

<第10期計画に向けた課題等>

- 処遇改善加算の要件周知
 - ・未取得の事業所への取得促進
 - ・要件周知にとどまらず、事務負担軽減など取得しにくい要因への支援
- 介護ロボットやICT機器の導入支援
 - ・導入支援の継続と、導入率の向上

基本方針3

未来にわたり持続可能な制度づくり

施策目標⑨

介護サービスが適切に利用されている

【第9期計画における取組】	<第10期計画に向けた課題等>
■施策の方向性 ○確かな見立てに基づいて、地域包括支援センターやケアマネジャー、介護事業所等が専門職の助言・情報提供を得ながら、必要なサービスを提案することができる ○利用者や家族がサービス利用の目的、目標の達成やサービス利用の終了について納得して、サービス利用を開始することができる ○介護保険制度の仕組みや費用について、介護事業者や市民等が正しく知っている ○事業所の運営が適正に行われるよう、運営指導や監査、点検等が計画的に行われる ○認定申請の前に、インフォーマルサービスや交流の場の利用を検討することができる	○ケアプラン点検 ・全ケアマネジャーを2年に1度カバーする点検体制の維持 ・点検を通じたケアマネジメントの質向上 ○運営指導 ・指導件数の維持・達成（年間目標200件） ・件数達成にとどまらない、サービスの質確保・給付適正化の実効性 ・国の指導方針を踏まえた標準的・計画的な指導の継続
■主な成果指標	
■主な活動指標 ・ケアプラン点検の点検実施数 ・運営指導実施数	

基本方針3

未来にわたり持続可能な制度づくり

施策目標⑩

災害・感染症発生時でも継続してサービス提供ができる

【第9期計画における取組】

■施策の方向性
 ○高齢者施設でBCPが策定されることで、災害時の対応が検討され、備えができていく
 ○地域の中で、災害時に支援が必要な人が把握され、声掛けや助け合いができる地域の関係がある
 ○福祉避難所の開設に向けて必要な物資の備蓄や訓練が行われ、市と事業所との連携がとられながら災害時に開設・受入することができる
 ○普段から多機関連携が行われ、あるいは訓練が実施され、災害時に円滑な連携を取ることができる

■主な成果指標
 ・避難確保計画策定率
 ・BCP策定率
 ・自力避難困難時、周囲に助けを求められる者の割合

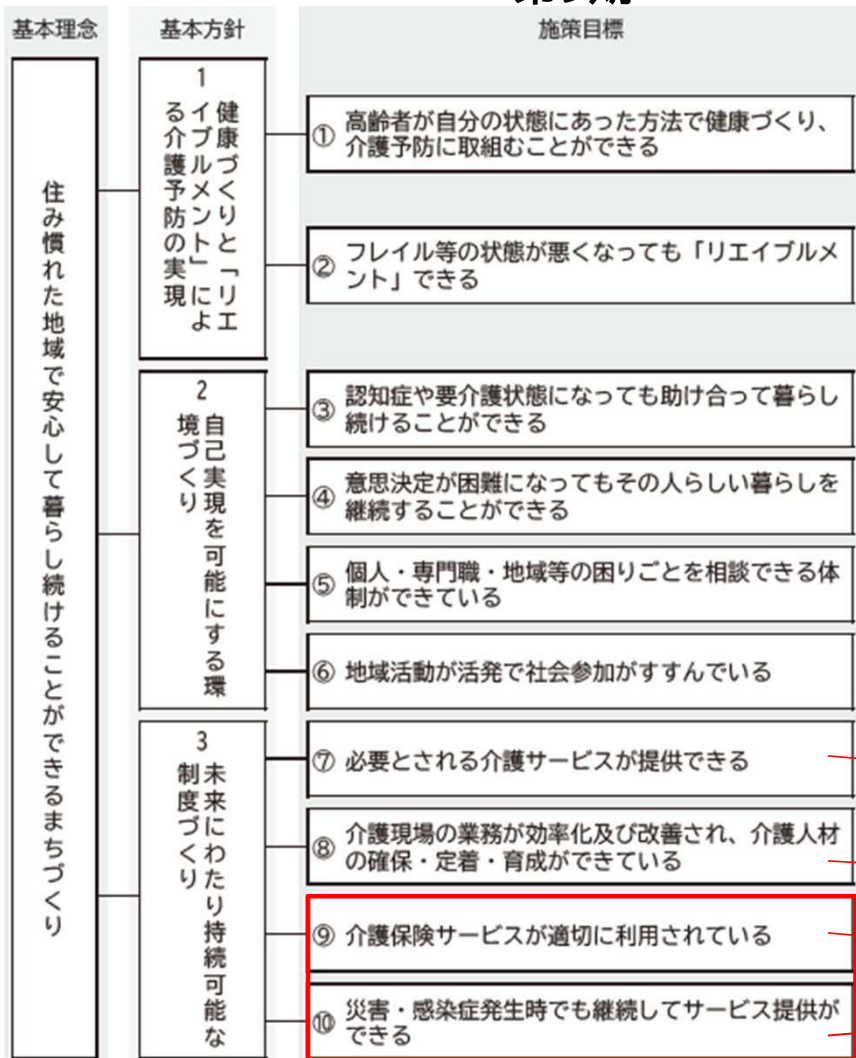
■主な活動指標

<第10期計画に向けた課題等>

・策定率の実態把握：市内事業所のBCP策定状況を調査し、「未設定」の指標を可視化
 ・未策定、小規模事業所への重点支援：策定が難しい小規模事業所を中心とした策定支援

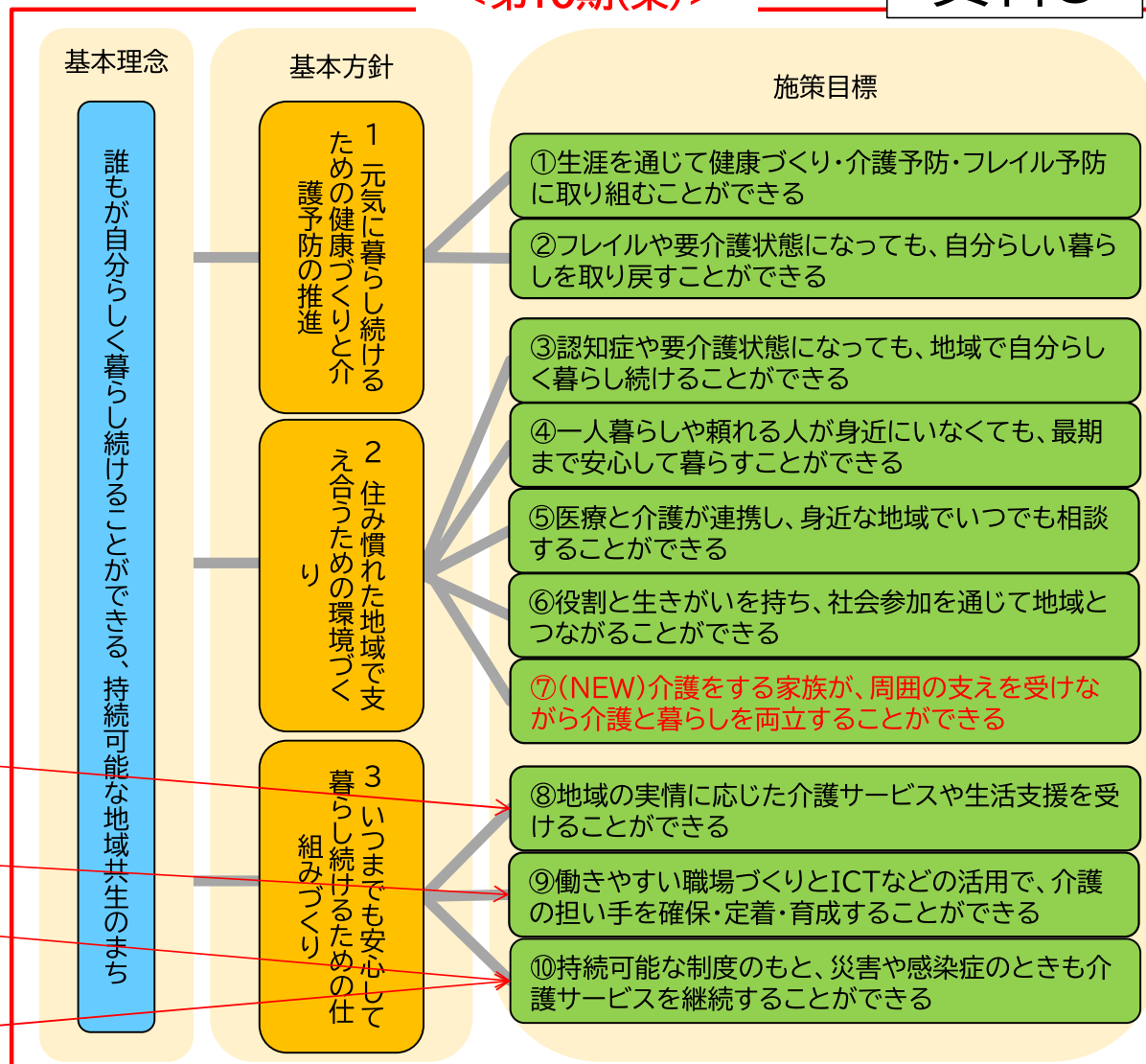
施策体系

<第9期>



<第10期(案)>

資料8

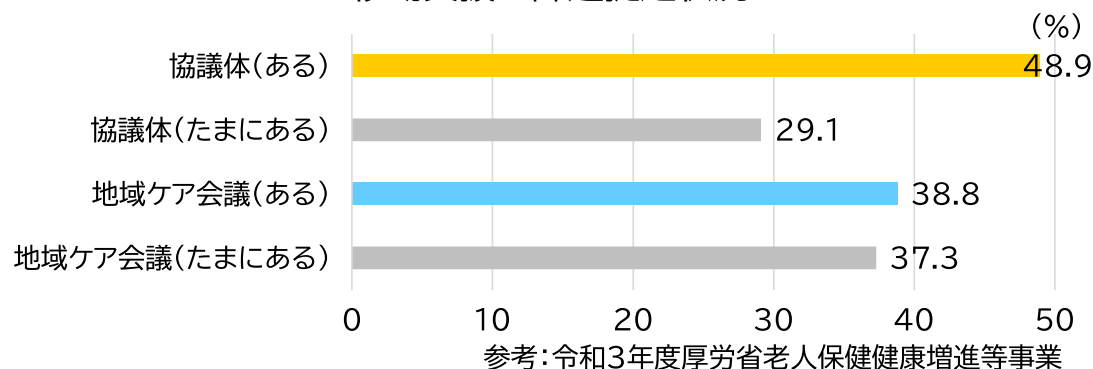


高齢者の移動支援について

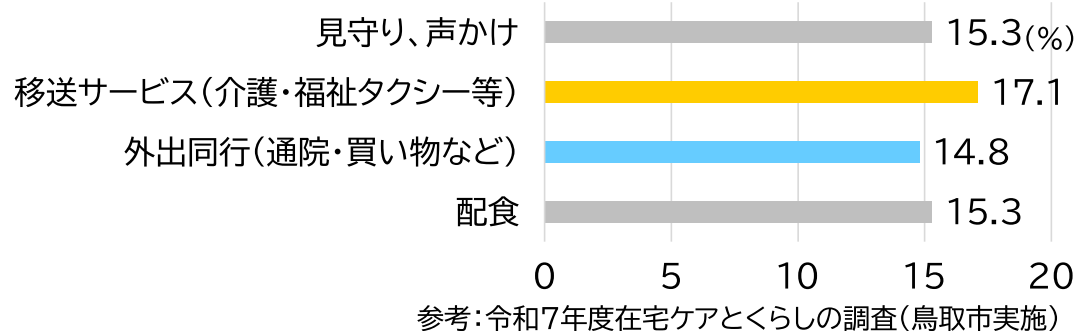
資料9

○全国の市町村における協議体・地域ケア会議では、**約8割**の市町村で「高齢者の移動手段の確保」が課題として提起されており、必要に応じて具体的な取組みにつなげることが求められています。

移動支援の課題提起状況



在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス
(複数回答)



👉 背景には以下の要因(例)が挙げられる

○免許返納の増加

高齢者の運転免許返納が増え、移動手段が失われる

○公共交通の縮小

路線バス、鉄道等の公共交通の本数減少、運行区間の短縮

○独居・高齢世帯の増加

家族による送迎が困難な世帯の増加

高齢者の移動支援が求められている理由について

重要:外出頻度が減ると健康リスクが急増します。

👉 外出頻度と健康リスクの関係(データで見る移動支援の必要性)



運転中止の影響

約2倍

基準:運転継続→運転中止で**2倍**

運転を中止することで、要介護認定リスクが2倍に増加



歩行障害リスク

約4倍

基準:1日1回→週1回以下の外出で**4倍**

1日1回外出する人と比べて、週1回以下の外出だと歩行障害リスクが4倍に増加



認知機能障害リスク

約3.5倍

基準:1日1回→週1回以下で**3.5倍**

1日1回外出する人と比べて、週1回以下の外出だと認知機能障害リスクが3.5倍に増加

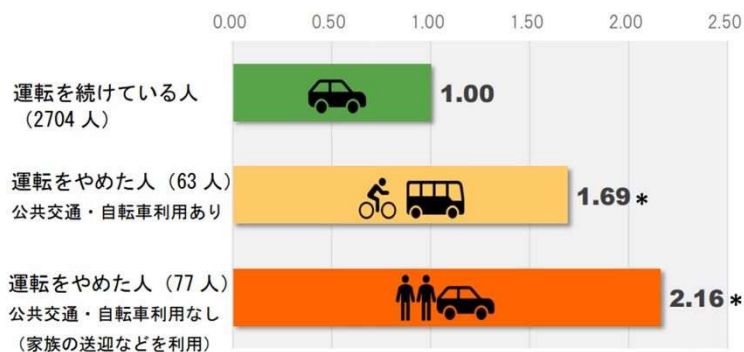
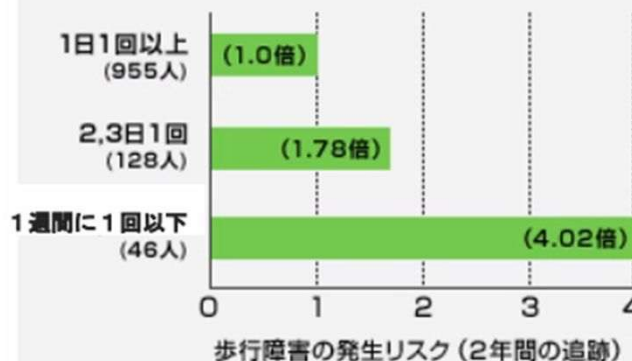


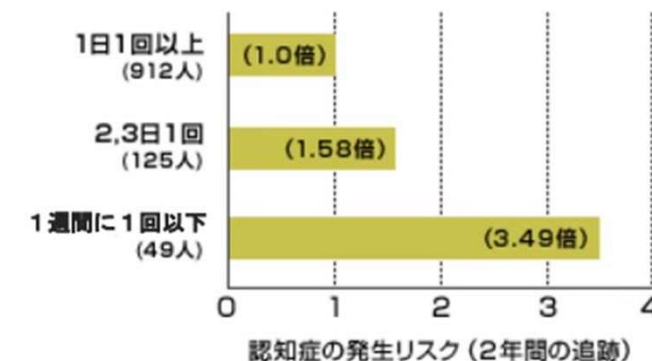
図 運転継続・中止と公共交通・自転車利用有無別 要介護認定リスク

※ 年齢、性別、教育年数、Body Mass Index、主観的健康感、治療中の疾病、うつ、基本チェックリストの運動器・認知症関連項目、外出頻度、高次生活機能、居住校区の人口密度を統計学的に調整した。 出典:筑波大学 報道発表 2019年9月発行

● 外出頻度と歩行障害の発生リスク



● 外出頻度と認知症の発生リスク



出典:東京都老人総合研究所 第93・95回老年会公開講座

高齢者の移動支援と総合事業の関係について

👉 移動支援は単なる送迎ではなく、**買い物・通院・社会参加**など高齢者の生活全体を支えるもの

移動への不安から生じる複数の不安要素(生活課題)



① 買い物・通院
日常生活の基盤が失われる



② 心身機能
身体が衰えてしまう



③ 社会参加
外出機会が減少する



④ 孤立・閉塞
社会から離れていく

○総合事業とは？

介護予防・日常生活支援総合事業は、生活支援・社会参加・介護予防を**一体的に進める包括的な支援の枠組み**です。

移動支援は、すべての取組の**土台となる重要な支援**であり、移動が確保されてはじめて、サービスにつながり、人とつながり、暮らしを継続することができます。

※平成27年4月以降、介護保険制度の中で新たに位置付けられ、各市町村の取組等により、多様な主体(住民、社会福祉法人、介護事業者、交通事業者など)による地域の支え合いの仕組みづくりを推進するものです。



生活支援

買い物・通院・通いの場など
日常生活を継続を支える



社会参加

外出機会の確保と
社会とのつながりを維持する



介護予防

身体機能の維持と
健康状態の管理を行う

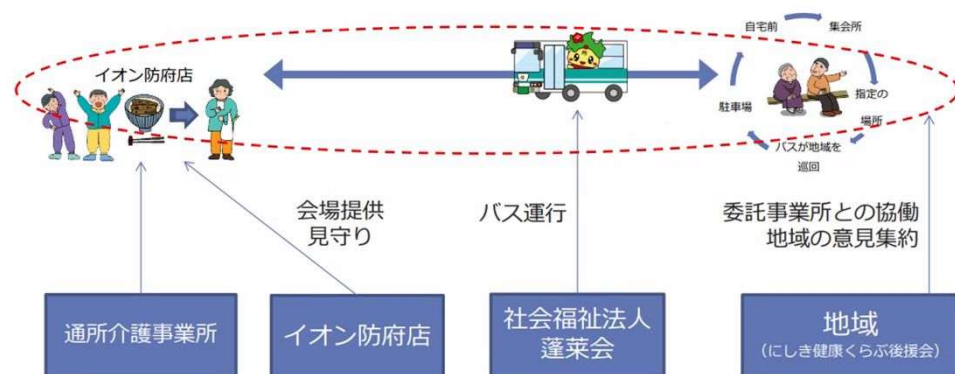


<事例紹介> 山口県防府市「幸せます健康くらぶ」

👉 山口県防府市向島地区で実施されている「幸せます健康くらぶ」では、総合事業を活用し、地域団体・社会福祉法人・介護事業所が協働して取り組んでいます。イオン防府店を会場に、介護予防教室を介護事業者が実施し、送迎を社会福祉法人が担い、会場準備や見守りを地域団体が行うなど、多様な地域資源を組み合わせた事業展開となっています。

幸せます健康くらぶの概要

出典：防府市資料



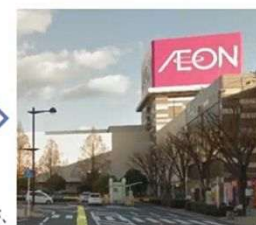
✓ 主な成果

- ・介護予防と買い物支援の一体的実施
外出率・社会参加率向上
- ・住民同士の交流促進
地域づくりの促進

💡 活用のポイント

地域実情に応じた柔軟な実施
・地域の多様な主体との協働モデル
→ 地域団体、社会福祉法人、事業所の協働

幸せます健康くらぶ（流れ）



出典：防府市資料

【資料10-①】地域包括支援センターの概要について

包括名		鳥取北				鳥取西				鳥取東				鳥取南				鳥取桜ヶ丘			
担当圏域 (中学校区)	担当圏域 (地区公民館)	北中	久松	遠斎	城北	西中	醇風	富桑	明德	東中	岩倉	修立	稲葉山	南中	日進 倉田	美保	美保南	桜ヶ丘中	米里 若葉台	面影	津ノ井
		中ノ郷中	浜坂	中ノ郷																	
設置日		令和2年10月1日				令和2年10月1日				令和2年10月1日				令和3年11月1日				令和3年11月1日			
受託法人		こうほうえん				あすなろ会				鳥取福祉会				鳥取福祉会				鳥取福祉会			
高齢者数(人)		7,173				4,130				4,758				6,896				5,293			
高齢化率(%)		26.9				33.9				32.5				27.2				30.2			
ケアプラン数 (R7)	直営	2,840				1,275				1,521				2,730				791			
	委託	854				879				321				449				328			
	合計	3,694				2,154				1,842				3,179				1,119			
	委託比率(%)	23.1				40.8				17.4				14.1				29.3			
人員配置 (R8.4.1)	主任CM	1				1				1				1				1			
	保健師 看護師	1				1				1				1				1			
	社会福祉士	2				1				1				1				1			
	プランナー	5				3				4				6				2			
	認知症地域 支援推進員	1				1				1				1				1			
	合計(定員)	10				7				8				10				6			

包括名		鳥取高草				鳥取湖東				鳥取市東部				鳥取市南部				鳥取市西部					
担当圏域 (中学校区)	担当圏域 (地区公民館)	高草中	大正 豊美	東郷 明治	松保	湖東中	千代水 賀露	湖山 未恒	湖山西	国府中	大茅 宮下	成器 あおば	谷	河原中	河原 散岐	国英 西郷	八上	気高中	浜村 酒津	逢坂 宝木	瑞穂		
		江山学園	美穂	大和	神戸					稲部未来学園	稲部				千代南中	用瀬 佐治	大村		社	鹿野学園	鹿野	勝谷	小鷲河
		湖南学園	湖南																	青谷中	日置 中郷	日置谷 青谷	勝部
設置日		令和4年1月1日				令和5年10月1日				令和4年4月1日				令和元年6月1日				令和2年10月1日					
受託法人		賛幸会				こうほうえん				鳥取市社会福祉協議会				鳥取市社会福祉協議会				鳥取市社会福祉協議会					
高齢者数(人)		5,882				7,131				3,387				4,624				6,560					
高齢化率(%)		36.9				26.6				33.3				44.2				41.6					
ケアプラン数 (R7)	直営	1,714				1,913				668				1,224				1,529					
	委託	932				584				424				511				1,127					
	合計	2,646				2,497				1,092				1,735				2,656					
	委託比率(%)	35.2				23.4				38.8				29.5				42.4					
人員配置 (R8.4.1)	主任CM	1				1				1				1				1					
	保健師 看護師	1				1				1				1				1					
	社会福祉士	1				1				1				1				1					
	プランナー	5				4				2				4				4					
	認知症地域 支援推進員	1				1				1				1				1					
	合計(定員)	9				8				6				8				8					

地域包括支援センター活動実績の推移

1 総合相談支援業務

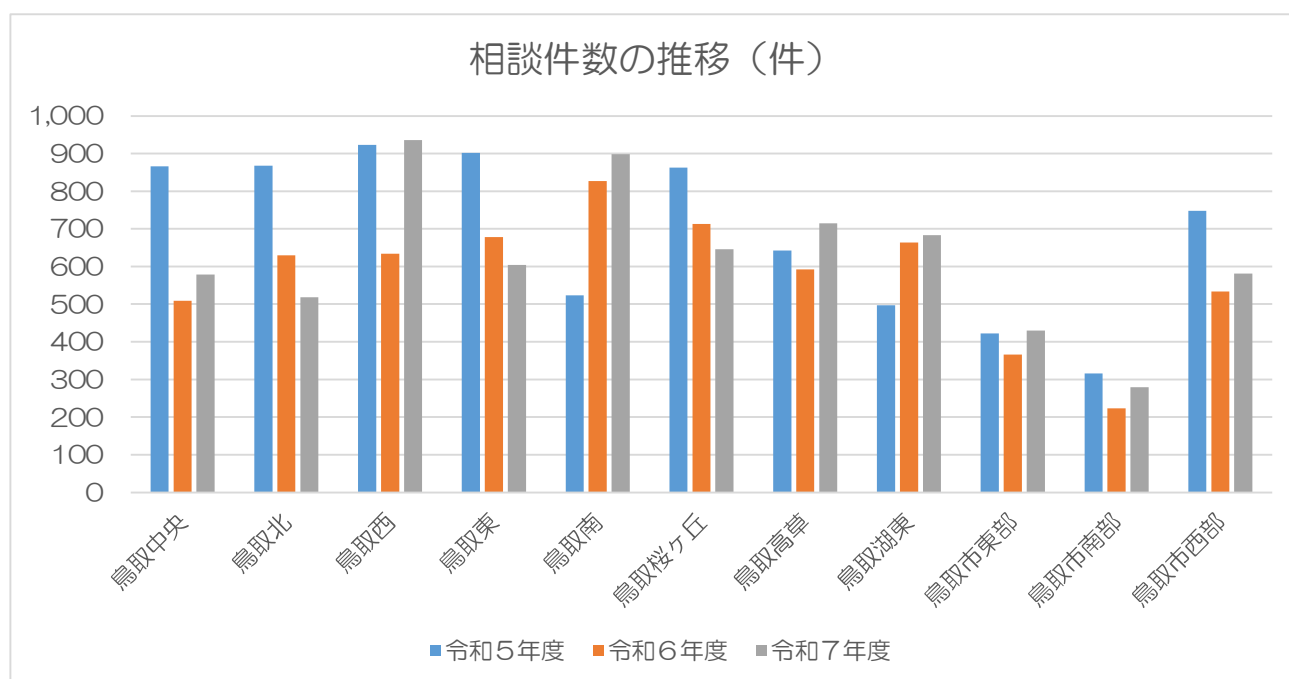
地域高齢者等に関する様々な相談を全て受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務につなげていくことが目的です。

(1) 窓口・電話相談

○相談件数の推移

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鳥取中央	1, 1 1 8	8 6 6	5 0 9	579
鳥取北	7 4 1	8 6 8	6 3 0	518
鳥取西	9 9 6	9 2 3	6 3 4	936
鳥取東	5 2 1	9 0 2	6 7 8	604
鳥取南	5 7 0	5 2 3	8 2 7	898
鳥取桜ヶ丘	5 6 3	8 6 3	7 1 3	646
鳥取高草	4 8 0	6 4 2	5 9 2	715
鳥取湖東	1, 0 1 2	4 9 7	6 6 4	683
鳥取市東部	3 8 7	4 2 2	3 6 6	430
鳥取市南部	6 2 5	3 1 6	2 2 3	279
鳥取市西部	4 5 0	7 4 8	5 3 4	581
合 計	7, 4 6 3	7, 5 7 0	6, 3 7 0	6, 8 6 9

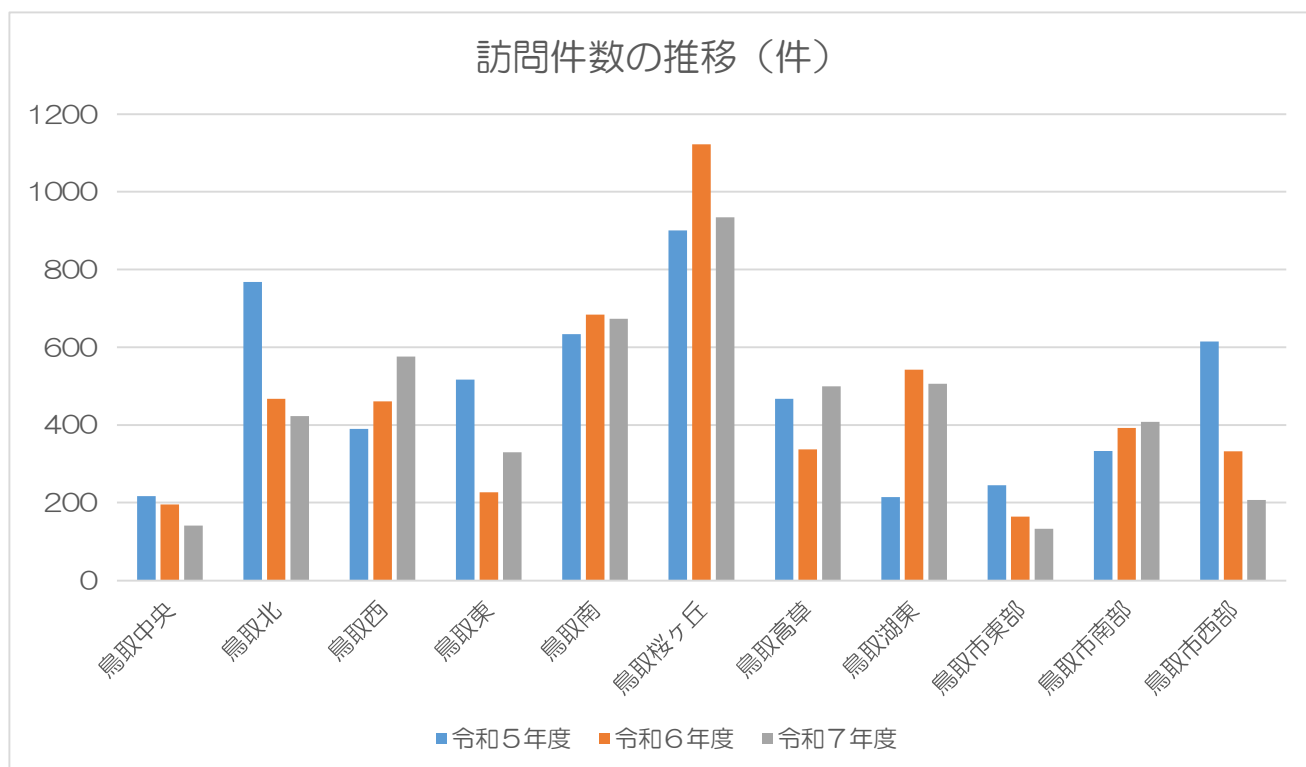


(2) 訪問活動

○訪問件数の推移

(件)

年度 包括名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鳥取中央	1 9 6	2 1 7	1 9 5	1 4 1
鳥取北	7 1 5	7 6 8	4 6 7	4 2 3
鳥取西	5 7 7	3 9 0	4 6 1	5 7 6
鳥取東	2 7 6	5 1 7	2 2 7	3 3 0
鳥取南	5 9 4	6 3 4	6 8 4	6 7 3
鳥取桜ヶ丘	6 5 9	9 0 1	1, 1 2 2	9 3 4
鳥取高草	4 2 3	4 6 7	3 3 7	4 9 9
鳥取湖東	3 6 2	2 1 4	5 4 2	5 0 6
鳥取市東部	3 3 0	2 4 5	1 6 4	1 3 3
鳥取市南部	4 9 6	3 3 3	3 9 2	4 0 8
鳥取市西部	4 9 2	6 1 5	3 3 2	2 0 7
合 計	5, 1 2 0	5, 3 0 1	4, 9 2 3	4, 8 3 0



2 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者等が、地域で安心して尊厳のある生活が送れるよう、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行うものです。

(1) 権利擁護相談

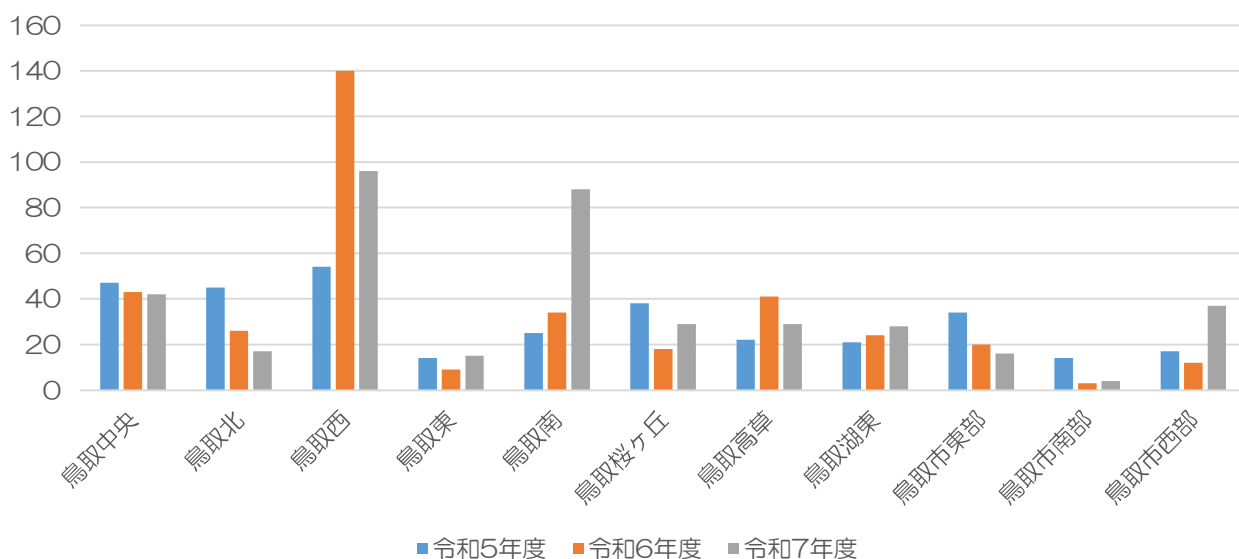
総合相談支援業務の中には、「やむを得ない事由」による老人福祉施設への措置、「高齢者虐待」、「複合化、複雑化した支援困難事例」、「消費者被害」など「権利擁護」の視点に基づいてかかわることが必要な相談も増えています。地域包括支援センターでは、社会福祉士が業務に必要な実践的な知識・スキルの習得に努めながら、これらの権利擁護相談に対応しています。

○権利擁護相談件数の推移

(件)

年度 包括名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鳥取中央	66	47	43	42
鳥取北	34	45	26	17
鳥取西	42	54	140	96
鳥取東	20	14	9	15
鳥取南	21	25	34	88
鳥取桜ヶ丘	15	38	18	29
鳥取高草	18	22	41	29
鳥取湖東	42	21	24	28
鳥取市東部	9	34	20	16
鳥取市南部	14	14	3	4
鳥取市西部	23	17	12	37
合 計	304	331	370	401

権利擁護相談件数（件）



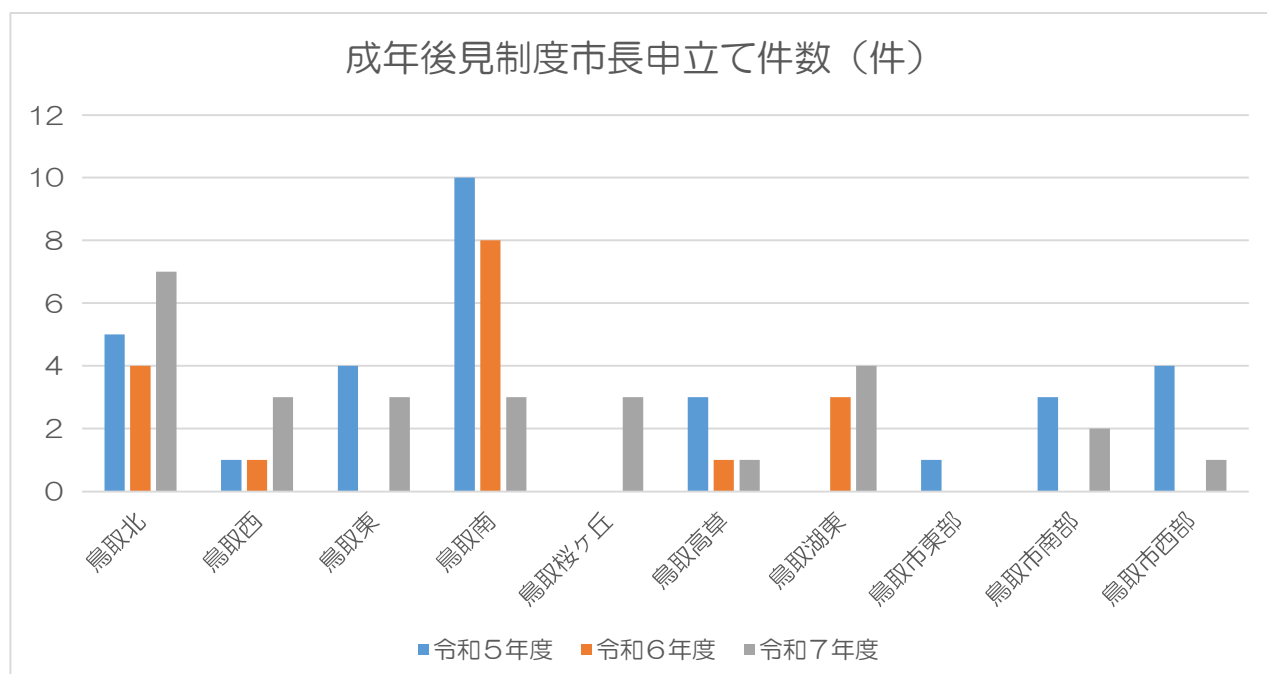
（２）成年後見制度の活用

本人や家族・親族、関係機関等からの相談や実態把握によって、認知症等により判断能力が低下し、契約行為等が困難と考えられる高齢者については、権利擁護の観点から成年後見制度（後見、保佐、補助の各類型）の利用が円滑に行われるよう積極的に支援しています。特に、親族の申立てが困難な方については市長申し立てを行っています。

○成年後見制度の市長申立て件数の推移

(件)

年度 包括名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鳥取北	10	5	4	7
鳥取西	4	1	1	3
鳥取東	2	4	0	3
鳥取南	4	10	8	3
鳥取桜ヶ丘	7	0	0	3
鳥取高草	6	3	1	1
鳥取湖東	0	0	3	4
鳥取市東部	2	1	0	0
鳥取市南部	4	3	0	2
鳥取市西部	0	4	0	1
合 計	39	31	17	27



(3) 高齢者虐待対応事業

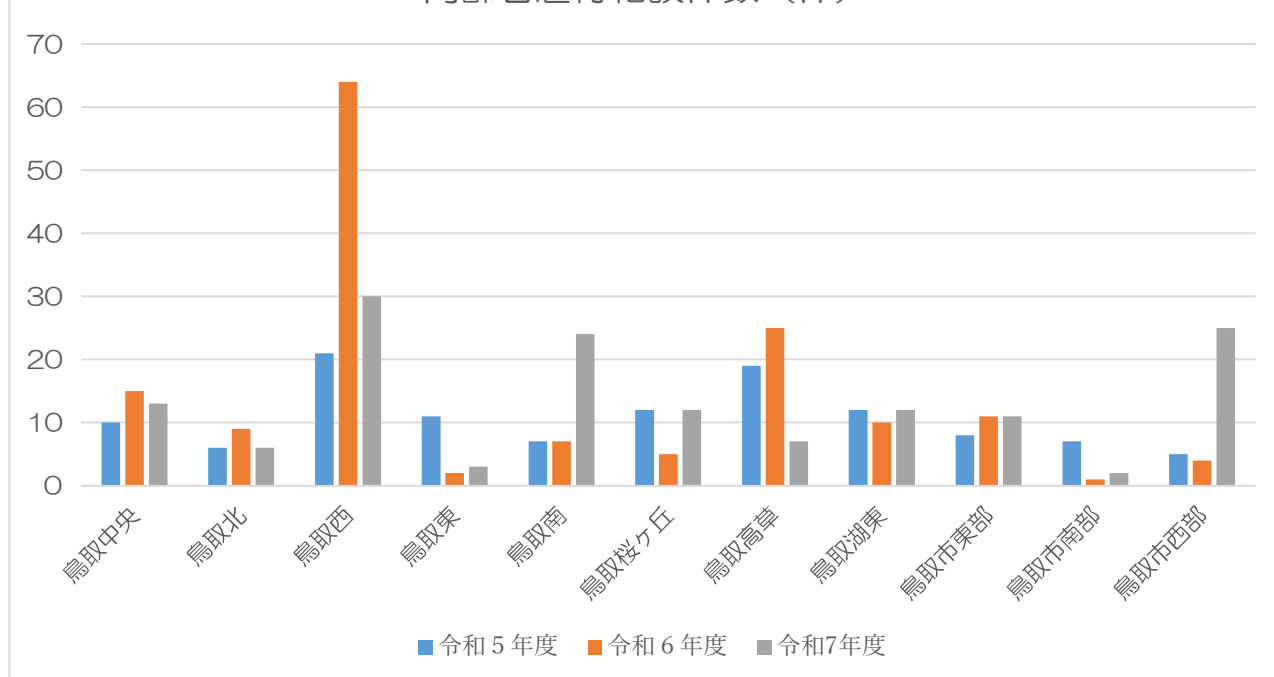
窓口相談等を通じて把握された高齢者への虐待について、訪問等による調査を行い、必要に応じて分離等を行うなど適切な支援につながるよう対応しています。

○高齢者虐待の相談件数の推移（重複あり）

（件）

年度 包括名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鳥取中央	21	10	15	13
鳥取北	18	6	9	6
鳥取西	17	21	64	30
鳥取東	7	11	2	3
鳥取南	7	7	7	24
鳥取桜ヶ丘	6	12	5	12
鳥取高草	10	19	25	7
鳥取湖東	25	12	10	12
鳥取市東部	1	8	11	11
鳥取市南部	1	7	1	2
鳥取市西部	6	5	4	25
合 計	119	138	153	145

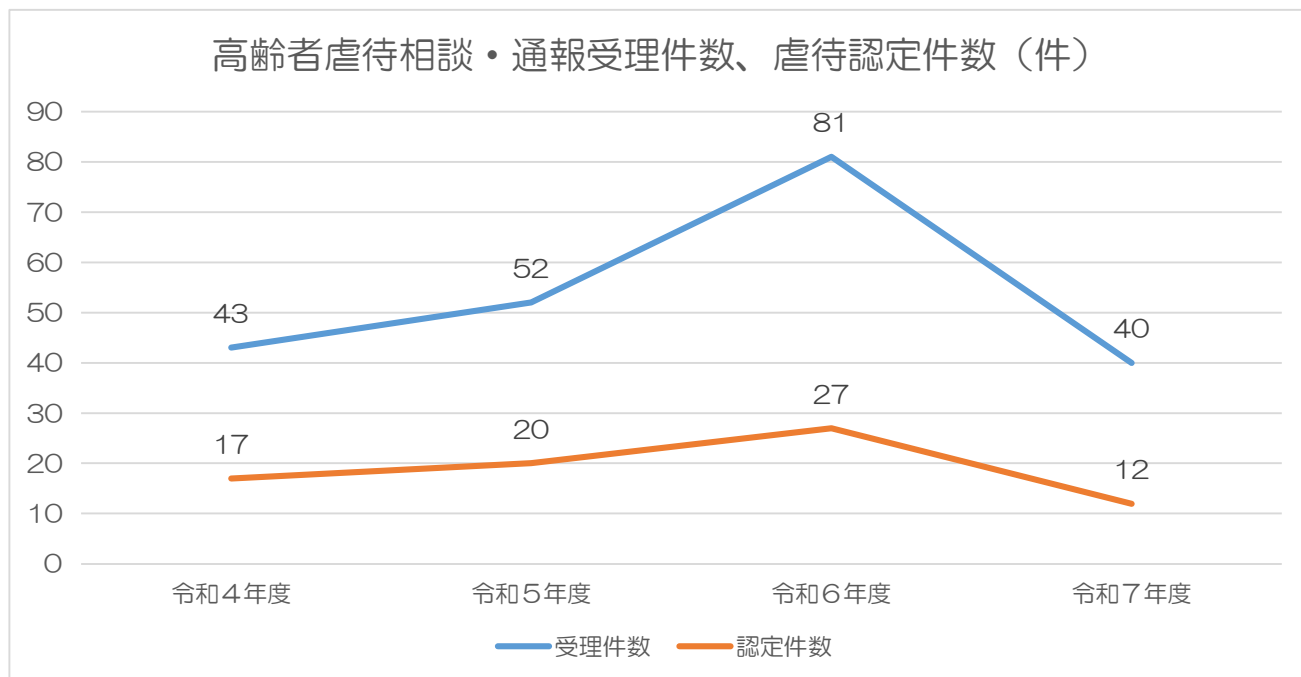
高齢者虐待相談件数（件）



○高齢者虐待の相談・通報受理件数、虐待認定件数の推移

(件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受理件数	52	43	43	52	81	40
認定件数	26	23	17	20	27	12



3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 地域の関係機関との連携

支援の必要な認知症の高齢者や、単身高齢者を早期に発見し、支援していくためには、地域の民生委員、介護保険事業者、医療機関等の福祉保健関係者らのネットワークの構築が不可欠です。主治医や介護支援専門員、リハビリ専門職などの多職種協働のほか、民生委員や地域の福祉関係者と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援に取り組んでいます。特に民生委員との関係については、定例会などへの出席を通して、顔の見える関係を維持していくことで、情報の共有を図っています。

また、東部地区在宅医療介護連携推進協議会が主催する医療や介護に従事する多職種研修会に参加するなど医療・介護関係者との関係づくりに取り組んでいます。

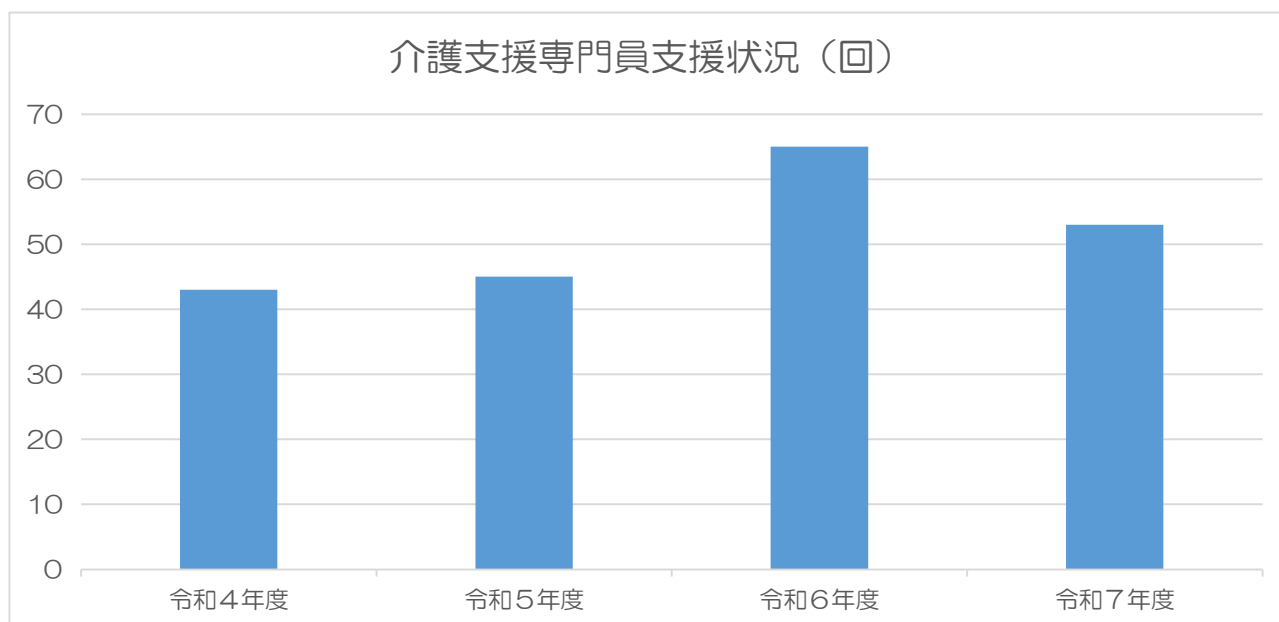
(2) 介護支援専門員支援

居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援するため、困難事例等への対応支援や、スキルアップのための事例検討、研修会を開催しています。これらについては、結果的に圏域内の居宅介護支援事業所間のネットワーク構築や、介護支援専門員が圏域内の主任介護支援専門員から相談支援を得る機会の提供にも寄与するものとなるよう計画しています。

○介護支援専門員支援状況の推移

(回)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護支援専門員への研修等件数	43	45	65	53



4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

（1）要支援者等の介護予防ケアプラン作成

地域包括支援センターでは、指定介護予防支援事業者として、要支援者（「要支援1」・「要支援2」に認定された方）の介護予防ケアプランを作成しています。

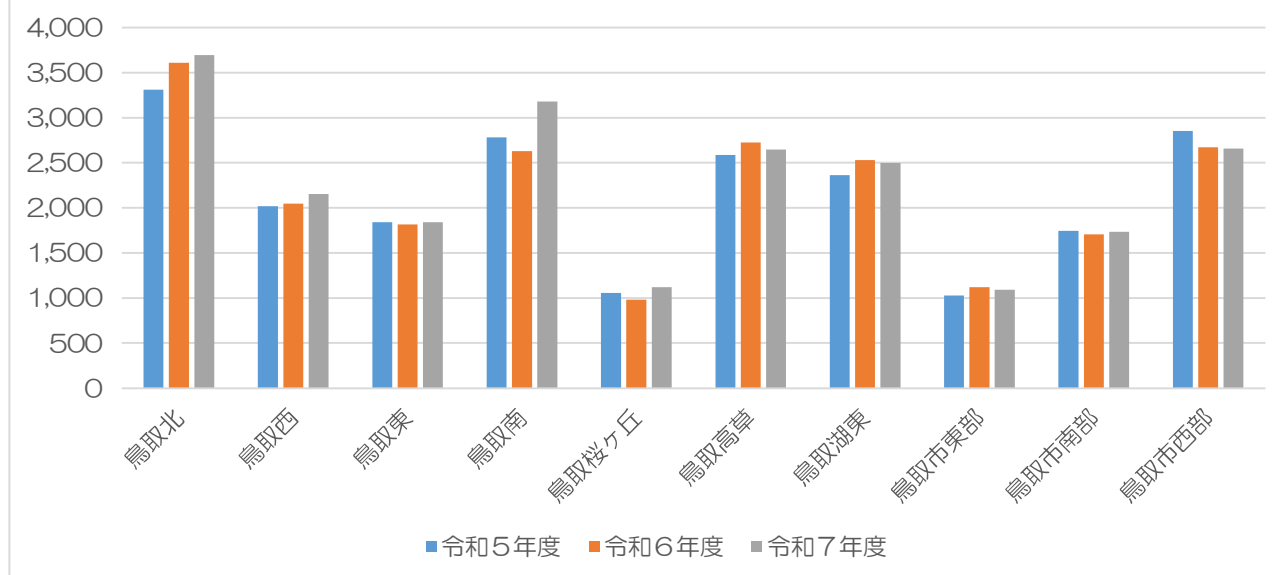
また、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）における要支援者及び事業対象者の介護予防ケアプランを作成しています。なお、居宅介護支援事業所に委託している介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関しては、主任介護支援専門員が確認し、自立支援型や目標志向型のプランとなるよう助言を行っています。

○介護予防ケアプラン作成状況の推移

（件）

年度 包括名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鳥取北	3,304	3,311	3,610	3,694
鳥取西	2,048	2,019	2,046	2,154
鳥取東	1,798	1,839	1,816	1,842
鳥取南	2,555	2,783	2,629	3,179
鳥取桜ヶ丘	1,221	1,057	980	1,119
鳥取高草	2,488	2,588	2,725	2,646
鳥取湖東	2,506	2,364	2,528	2,497
鳥取市東部	1,178	1,027	1,118	1,092
鳥取市南部	1,717	1,744	1,705	1,735
鳥取市西部	2,946	2,852	2,672	2,656
合 計	21,761	21,584	21,829	22,614

ケアプラン作成状況の推移（件）



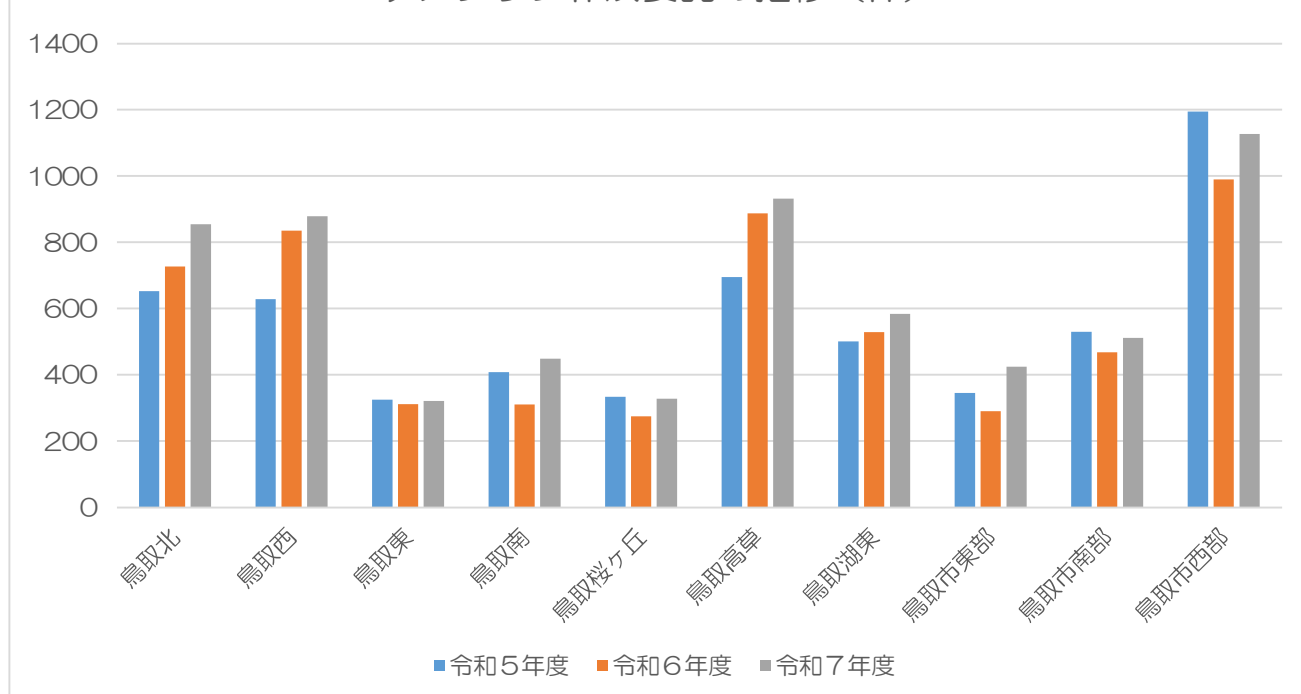
(2) 居宅介護支援事業所への委託状況

要支援者の介護予防ケアプランは、主に地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）が作成していますが、業務の一部を居宅介護支援事業所の介護支援専門員に委託しています。

○地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への介護予防ケアプラン委託件数の推移（件）

年度 包括名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鳥取北	793	652	727	854
鳥取西	706	628	835	879
鳥取東	332	325	311	321
鳥取南	475	408	310	449
鳥取桜ヶ丘	397	334	275	328
鳥取高草	611	695	887	932
鳥取湖東	591	501	529	584
鳥取市東部	429	345	290	424
鳥取市南部	330	530	468	511
鳥取市西部	1,240	1,194	990	1,127
合 計	5,904	5,612	5,622	6,409

ケアプラン作成委託の推移（件）



5 介護予防普及啓発事業

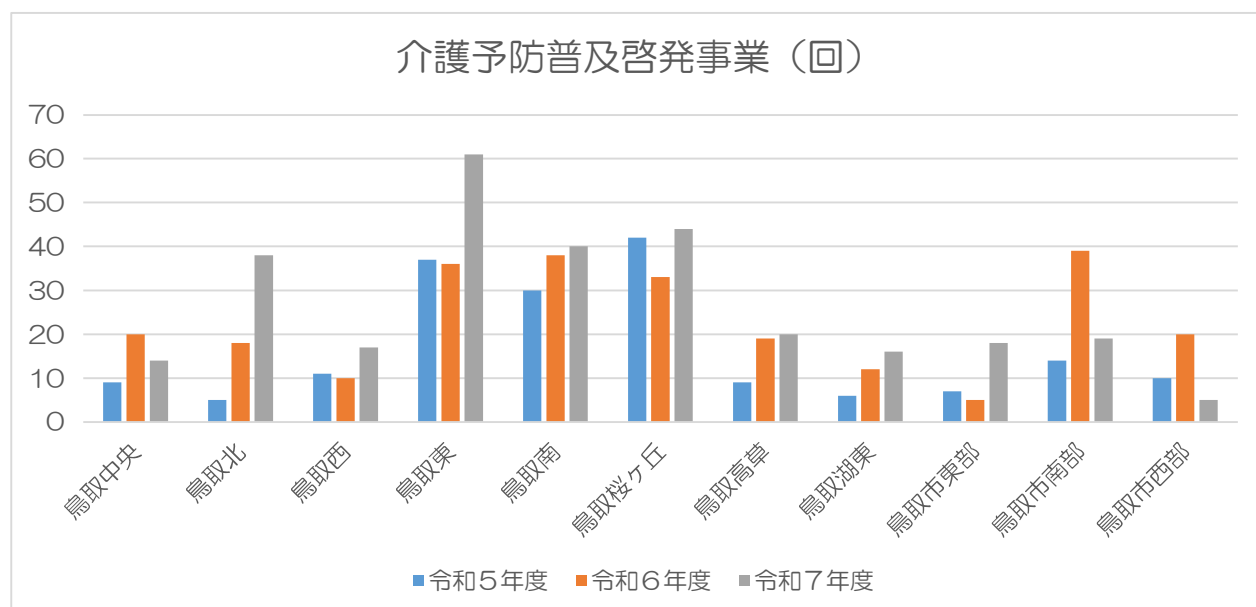
介護予防などの普及啓発活動

いつまでも健康で生活し続けるためには、一人ひとりが健康づくりや介護予防の重要性を理解し、自発的に継続して取り組むことが重要です。介護予防に関する知識の普及啓発をするため、講演会の開催や、運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等を開催しています。

○介護予防などの普及啓発事業の推移

(回)

年度 包括名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鳥取中央	11	9	20	14
鳥取北	6	5	18	38
鳥取西	6	11	10	17
鳥取東	31	37	36	61
鳥取南	25	30	38	40
鳥取桜ヶ丘	17	42	33	44
鳥取高草	2	9	19	20
鳥取湖東	6	6	12	16
鳥取市東部	2	7	5	18
鳥取市南部	15	14	39	19
鳥取市西部	7	10	20	5
小計	128	180	250	292
長寿社会課	0	0	0	0
健康づくり 推進課 等	231	261	272	335
合 計	359	441	522	627



6 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、『地域の高齢者をはじめとする住民が尊厳を保持した生活を地域で継続できる地域づくり』を目的として開催しています。

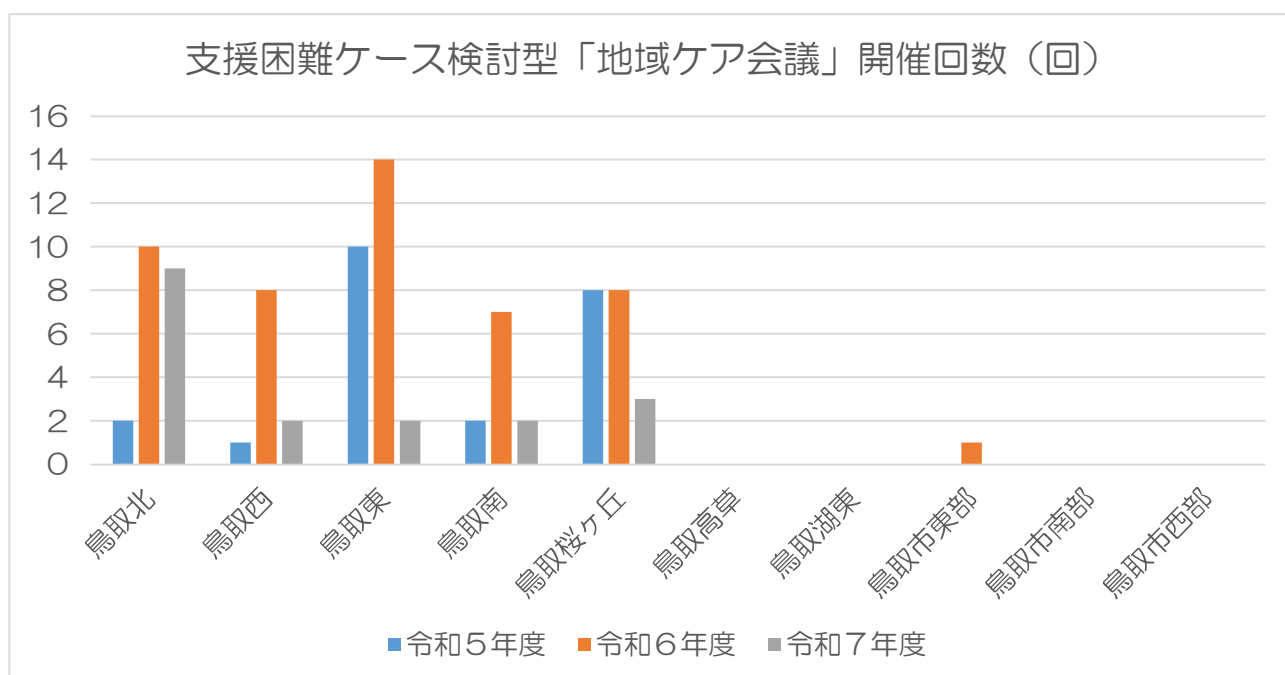
1つの事例をもとに、地域の多職種で検討することで、介護支援専門員をはじめとする参加者全員がともに学び、自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上、地域の顔の見える包括支援ネットワークの構築、地域の高齢者の実態把握や地域課題の把握を行っています。

このようにして見えてきた地域課題に対し、他の事業とも連携しながら地域づくり・社会資源の開発や施策などを充実させ、高齢者支援の土台となる社会基盤の整備を進めていきます。

○支援困難型開催回数の推移

(回)

年度 包括名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鳥取北	2	2	10	9
鳥取西	0	1	8	2
鳥取東	3	10	14	2
鳥取南	0	2	7	2
鳥取桜ヶ丘	1	8	8	3
鳥取高草	0	0	0	0
鳥取湖東	0	0	0	0
鳥取市東部	0	0	1	0
鳥取市南部	1	0	0	0
鳥取市西部	0	0	0	0
合 計	7	23	48	18

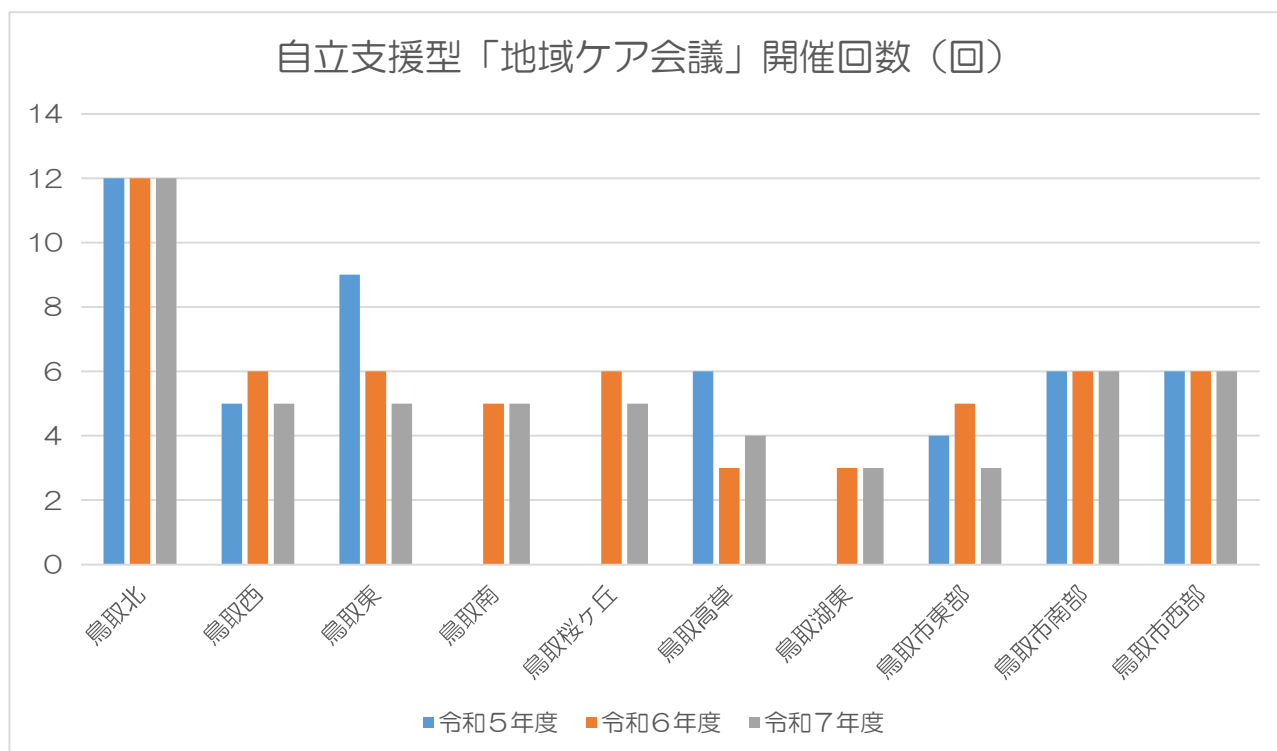


○自立支援型開催回数の推移

(回)

年度 包括名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鳥取北	11	12	12	12
鳥取西	6	5	6	5
鳥取東	5	9	6	5
鳥取南			5	5
鳥取桜ヶ丘			6	5
鳥取高草	5	6	3	4
鳥取湖東	1		3	3
鳥取市東部	2	4	5	3
鳥取市南部	6	6	6	6
鳥取市西部	6	6	6	6
合 計	42	48	58	54

※セルを結合したものについては、複数包括によるケア会議の合同実施を計上。



※令和5年度の鳥取東、鳥取南、鳥取桜ヶ丘、鳥取高草、鳥取湖東については、合同実施のため、鳥取東、鳥取高草で計上。

7 その他高齢者や家族等の支援事業

（１）認知症カフェ

認知症の方やそのご家族の方、また認知症に関心のある方や民生委員、医療・福祉の専門職等が、気軽に集まってお茶を飲みながらおしゃべりしたり、相談したりできる居場所、そして皆の輪が繋がっていく場所として、認知症カフェへの紹介や参加、また運営の協力を行っています。

（２）鳥取市認知症高齢者等ご近所見守り応援団

認知症になってからも安心して暮らすことのできる地域づくりをめざして、認知症の人や認知症の家族を支えるための出前講座の開催や、認知症のために行方不明になる心配のある人の事前登録制度及び地域で認知症の人を見守る協力店の登録を推進しています。

（３）認知症初期集中支援チーム

各地域包括支援センターに認知症初期集中チームを設置し、医療と介護の専門職が家族等の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね６カ月）に行い、自立生活のサポートを行っています。

（４）認知症サポーター養成講座

認知症の知識だけでなく認知症の人に関する正しい理解を持ち、認知症の本人やその家族等とともに活動する人が増えるよう学校・企業・自治会などに講師を派遣し、出前講座を開催します。

資料10-③ 令和8年度 鳥取市地域包括支援センター事業計画【抜粋:総合相談支援事業】

活動目標(国が示す目標) 地域包括支援ネットワーク体制を構築する / 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす / 家族介護者支援に取り組む / 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する

北	西	東	南	桜ヶ丘	高草	湖東	東部	南部	西部
現状や課題	現状や課題	現状や課題	現状や課題	現状や課題	現状や課題	現状や課題	現状や課題	現状や課題	現状や課題
・地域のネットワークを構築するために、一番身近にある民生委員との連携をおこない、相談を受けられるように関係づくりを行っている。 ・基幹型センターとは、虐待・困難事例の検討を月に1回の定例会で行っている。また、必要時はその都度行う。活動報告を通し包括の状況報告を行っている。 ・家族介護者への支援は、利用者本人だけでなく家族アセスメントを行い、必要時には家族支援を行い、生活困窮等家族が抱える問題がある時には他機関へも繋いでいる。	・包括支援センターだけでは対応できない、解決に時間を要するケースが増えている。 ・相談が解決しないまま、対応が途切れているケースがある。 ・相談が多く、複合的な課題を持っているものもある。相談時の聞き取りが大切になってくる。 ・家族全体に支援が必要な事例で、課題が複雑化、深刻化してから相談につながるケースもある。 ・本人と家族の意向が異なることがある。 ・複合的な課題を持つ世帯の高齢者をケアマネが担当していても、他の機関へ相談できておらず、一人で抱えているケースもある。	・様々なサロンや会合において地域住民や地域関係者（民生委員等）へ対して相談先として包括を紹介している。また、相談受付および対応を通じてネットワークの構築につなげている。 ・相談を受けてからの対応が中心であり、気になる高齢者の把握を民生委員と協働して行う必要がある。 ・相談事例の終結条件はあるものの、個人によって判断に差がある。	・民児協定例会等に参加し民生委員との関係づくりや、住民へ包括の紹介、また地域へ出た際にはアウトリーチの意識を持ち、相談しやすい体制作りに努めている。 ・地域ケア会議や福祉保健連絡会等で民生委員や関係機関等と意見交換する場を設けネットワークの構築に努めている。 ・居宅支援事業所や認知症家族の集い等市の既存の事業を活かし、早期発見・対応ができる仕組みがある。 ・相談時は本人だけでなく介護者の想いや状況を把握し適切な社会資源の提供を行なっている。 ・複合的な課題をもつ世帯において、虐待対応定例会において毎月基幹型センターと共有を図り、対応を協議している。 ・関連する専門機関を交えて支援者会議を開催し、課題を整理し、役割分担、対応の検討を図っている。	・相談経路の分析やネットワークの構築、地域課題を具体的な支援につなげる仕組みづくりを進めるとともに、関係者間の継続的な情報共有と連携強化に取り組んでいる。今後は、その取組の広がりを図っていく。 ・相談事例の終結条件について職員各自が再確認を行い、適切な判断ができるよう相談の質・精度の向上を図っていく。	・相談内容が複雑化・長期化するケースが増加しており、専門職の負担増につながっている。 ・民生委員・自治会・地域住民との接点が少なく、情報が上がりにくい地域も存在することから、早期把握や支援につながりにくい状況がある	アウトリーチを進めるためイベントを実施した。それにより、関係者や企業との連携、顔の見える関係性を構築することが出来たが、地域の細かい部分に浸透できたかといえば、一部にとどまっている。今後は、細かい単位の公民館やサロン活動など、既存の組織と上手に連携を図りながらネットワークを構築する必要がある。 全ての相談ではないが困難事例など共有が必要と判断したものは、基幹型センターとの定例会にて、情報共有と対応の検討を行っている。毎月2～5件程度（変動あり）。 複合的な課題を持つ世帯の相談については、包括支援センターでは3職種、それ以外では市役所、鳥取市社会福祉協議会、パーソナルサポートセンター等と連携し問題を取りこぼしせず適切な機関へつなぐことで解決を図った。	・独自作成の相談票一覧を活用して、地域別の相談内容をグラフ化することで集計・分析を行っている。 ・複合的な問題を抱えており、なかなか解決に至らないような、対応が長期化する状況は変わらない。 ・相談の終結について、全包括共通の終結要件を設け、ローカルルールの一覧にて共有できている。また半年に1回は、進行中の相談について結果を検討するようルール決めを行っている。	・昨年再整理を行った資源マップを基に関係機関との連携を図る事が出来ている。3町の民生委員定例会に出席し、情報共有を図っている。昨年委員の改選があり、新たに関係性を構築していく必要がある。 ・相談案件について、毎月集計し、相談別に分類をしているが、集計の中身を分析するまでには至っていない。さらに詳細なものを作っていく必要がある。 ・家族介護者からの相談について、内容等を記録し、センター内で共有出来ているが、支援が必要な家族介護者・要介護者を早期発見するアプローチまでには至っていない。 ・複合的な課題を持つ家族について、ニーズに応じて社会資源を提案し、連携する様、取り組むことは出来ているが、地域の実態（世帯数、人数）等の把握までには至っていない。	複合的な課題を有する相談（認知症、生活困窮、受診やサービスの拒否、8050問題、高齢者の危険運転、ゴミ屋敷、孤独・孤立等）は増加しており、一部のケースについては基幹型包括支援センターや民生委員、関係機関、地域住民と連携しながら個別支援を実施しているものの、困難ケースへの対応力の向上や、支援ネットワークを活用した支援体制の強化が必要である。

資料10-③ 令和8年度 鳥取市地域包括支援センター事業計画【抜粋:総合相談支援事業】

活動目標(国が示す目標) 地域包括支援ネットワーク体制を構築する / 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす / 家族介護者支援に取り組む / 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する

北	西	東	南	桜ヶ丘	高草	湖東	東部	南部	西部
計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
・民生委員との懇談会を行い連携が取りやすい関係づくりをおこなう。 ・基幹型センターとの困難事例の検討を定期的に行い問題の共有や解決に向けて検討する。 ・利用者本人にとどまらず家族支援を行う。 ・複合的な課題を持つケースで対応困難な場合は、支援者会議行い対応策を見出す。	・3又は4職種で相談内容を精査。対応方針を決定する。 ・引き続き圏域の事業所（ケアマネと支援事業所）の研修会は継続して開催しネットワーク構築を行う。 ・専門職とのネットワークづくり。 ・（地域ケア会議や圏域研修等を通じて）圏域内3地区で情報交換や意見交換を行う研修会を開催する。 ・家族全体に支援が必要なケースを把握した際には、地区担当保健師と情報共有し、必要に応じて一緒に訪問を行ったり支援の方向性を検討する機会を作る。 ・対象者本人だけではなく、介護を行う家族の困りごと、意向なども含め、十分にアセスメントを行う。 遠方の家族ともできる限りやり取りを行い、家族の意向を把握する。 ・支援困難なケースがあれば相談するよう、ケアマネへ再度周知し、必要に応じて支援会議を開催する。 ・地区担当保健師やパーソナルサポートセンター、市関係機関と連携を図りながら支援を行う。	・相談先として包括の紹介を行う為、サロンや地域団体の会合への参加を継続することですぐに相談ができる体制につなげる。 ・民生委員と協働し、地域の気になる高齢者宅を同行訪問する。 ・相談対応の終結条件を事業所内で再確認するとともに、週間会議を通じて定期的に終結の可否について所内で検討する。	・配食サービスや民生委員へ繋げるだけでなく、県外であっても家族間で安否確認が取れるような支援や地域で見守り体制が作れるような支援など、家族間や地域間のコーディネートを行っていく。 ・地域ケア会議や福祉保健連絡会等で地域課題を多職種、他機関で深掘できる形を引き続き検討していく。 ・R8年度は圏域内で週末のカフェを企画したい。その中で認知症介護家族の会またはオレンジカフェの開催も企画し、平日の参加が難しい方の資源として活用して貰いたい。 ・虐待対応定例会を継続し、基幹型センターと共有を図り、対応を協議する。 ・関連する専門機関を交えて支援者会議を開催し、課題を整理や役割分担を行い、対応の検討を図る。	・各包括での取り組みを参考に保健福祉連絡会で共有、取り組み内容を検討していく。 ・地域へ出向く相談支援ネットワークの継続。 ・終結の条件を再確認し、相談事例について定期的に見直しを行い、終結の可否を検討する。	複合的な課題を持つ世帯への支援方法の改善に努めるとともに、関係機関との役割分担を明確化し、支援が停滞した場合には速やかにケース会議を開催し、適切な機関への引き継ぎを行う 地域訪問を計画的に実施し、地域との接点を強化することで、早期発見・早期支援につながるネットワークづくりを推進する	①総合相談：関係機関と連携し、様々な相談に対して総合的かつ迅速な対応に努める。本人の意思決定を尊重し、状況に応じて適切な機関・制度・サービスにつなげる。 ②ネットワークの構築：高齢者の生活支援のため、関係機関や地域の関係者等とのネットワークを強化し、適切なサービスや地域活動の充実につなげる。 ③実態把握：地域高齢者の心身・生活状況を把握し、地域のニーズや課題を整理し適切な対応に努める。潜在的な支援対象者に対して、生活に支障や危機的状況が生じないよう、アプローチの検討・検証を重ね、ネットワークで支えることができるよう関係機関と連携していく。	・独自作成の相談票一覧を活用して、集計・分析を継続する。 これまでの分析結果を踏まえて、その地域に必要なと思われる情報を、啓発活動等の機会に発信していく。 ・関係機関と連携・役割分担して対応することで、多角的な視点で取り組む。	・地域に積極的に出向き、「顔の見える関係性」「相談しやすい関係性」の構築に向けて取り組む。 ・相談案件について相談別に分類し、細かく分析しながら、地域の実態を把握する。 ・定期的に相談票を見返し、「継続」「終結」を確認し、ファイル管理を行う過程で本当に終結で良いかセンター内で確認を行う。	・困難事例については、包括内における事例検討会を定例化し、支援方針の共有を図るとともに、職員の対応力向上につなげる。 ・支援拒否ケースやひきこもり世帯に対しては、訪問による関係構築を重視したアウトリーチ型支援を強化する。

指定介護予防支援業務の一部を委託する 指定居宅介護支援事業所について

1 趣旨

指定介護予防支援業務（介護予防ケアプラン作成等）は、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として指定を受けて実施しているが、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できる。（介護保険法115条の23第3項）

地域包括支援センターは、委託先の事業所名称、所在地、委託内容、期間を市（指定権者）に届け出なければならない。（介護保険法施行規則第140条の35第1項及び第2項）

また、指定介護予防支援業務の一部委託については、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経る必要があるため（鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号）、令和8年4月30日現在の委託届出の結果について報告するものです。

2 令和8年度（4月30日現在）の委託届出の結果について

令和8年4月30日現在、届出書に記載された32事業所は、すべて指定居宅介護支援事業所であり、委託先として適正な事業所と判断しています。

また、この32事業所に対し、本市の10箇所の地域包括支援センターは、令和8年4月サービス分（5月審査分）において、565件の介護予防ケアプラン作成等を委託しています。

⇒ 「委託の内訳（地域包括支援センター別）」は、次頁をご覧ください。

② 指定介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について

指定介護予防支援委託事業所一覧

【委託内容】	6 介護予防サービス・支援計画原案の説明、同意
1 利用申込の受付	7 介護予防サービス・支援計画書の交付
2 地域包括支援センター設置者と利用者との契約締結	8 利用者、サービス提供事業者との連絡・調整
3 アセスメントの実施	9 モニタリング
4 介護予防サービス・支援計画原案の作成	10 評価
5 サービス担当者会議の開催	11 給付管理業務

No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容												介護予防ケアプラン作成等委託件数										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		北	西	東	南	桜ヶ丘	高草	湖東	東部	南部	西部	
1	3151180209	居宅介護支援事業所ふたば	医療法人社団内科小児科山脇医院	国府町稲葉丘三丁目303番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26	2	9	3	0	2	1	1	8	0	0	
2	3151380205	居宅介護支援センター ル・サンデリオン鹿野	社会医療法人 仁厚会	鹿野町今市80番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	
3	3160190124	居宅介護支援事業所ナースくる	株式会社 BANG	大覚寺150番地87	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	3	4	1	1	1	1	0	1	0	0	
4	3170100022	あすなろ西ケアプランセンター	社会福祉法人 あすなろ会	松原253番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	82	4	23	0	1	0	24	24	0	0	6	
5	3170100121	ニチイケアセンター鳥取駅前	株式会社 ニチイ学館	的場二丁目86番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
6	3170100139	鳥取高齢者介護支援センターはまゆう	医療法人 賛幸会	服部204番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	1	2	0	1	0	16	0	0	1	0	
7	3170100212	居宅介護支援事業所 みやこ苑	医療法人 アスピオス	三津1072番地307	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	
8	3170100352	鳥取福祉会居宅介護支援センター	社会福祉法人 鳥取福祉会	的場二丁目1番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	41	2	2	7	17	12	0	0	1	0	0	
9	3170100568	橋本外科居宅介護支援事業所	医療法人 橋本外科医院	大杵204番地3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	3	1	4	2	0	1	0	1	0	0	
10	3170100576	ケアプランセンターいなば幸朋苑	社会福祉法人 こうほうえん	浜坂228番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	34	30	0	0	0	0	0	4	0	0	0	
11	3170100733	居宅介護支援センター 暖の里	社会福祉法人 だんのさと	吉岡温泉町52番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	
12	3170101038	鳥取市社協東部ケアマネセンター	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	国府町糸谷15番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	
13	3170101111	鳥取市社協南部ケアマネセンター	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	用瀬町別府96番地2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	
14	3170101178	鳥取市社協西部ケアマネセンター	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	青谷町露谷53番地5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	
15	3170101202	居宅介護支援事業所ひまわり鳥取	社会福祉法人 親誠会	桂木784番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8	0	1	0	0	1	0	0	3	3	0	
16	3170101277	居宅介護支援事業所風紋館	医療法人 アスピオス	立川町5五丁目312番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	1	2	3	2	4	0	0	0	0	0	
17	3170101475	ケアプランセンターもみじ庵	有限会社 ポエム	美萩野一丁目70番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	1	0	0	0	0	2	6	0	0	0	
18	3170101525	あすなろ東ケアプランセンター	社会福祉法人 あすなろ会	的場一丁目11番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	53	7	12	0	6	2	3	0	1	22	0	
19	3170101723	居宅介護支援事業所 きゅうだい	久大建材 株式会社	古海693番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	
20	3170101848	ハビネ居宅介護支援センター雲山	株式会社 ハビネライフケア鳥取	興南町124番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16	10	0	2	2	0	0	2	0	0	0	
21	3170101996	メディコーブとっとり居宅介護支援事業所	株式会社 メディコーブとっとり	末広温泉町203番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16	7	3	1	5	0	0	0	0	0	0	

② 指定介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について

指定介護予防支援委託事業所一覧

【委託内容】	6 介護予防サービス・支援計画原案の説明、同意
1 利用申込の受付	7 介護予防サービス・支援計画書の交付
2 地域包括支援センター設置者と利用者との契約締結	8 利用者、サービス提供事業者との連絡・調整
3 アセスメントの実施	9 モニタリング
4 介護予防サービス・支援計画原案の作成	10 評価
5 サービス担当者会議の開催	11 給付管理業務

No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											介護予防ケアプラン作成等委託件数											
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		北	西	東	南	桜ヶ丘	高草	湖東	東部	南部	西部	
22	3170102002	ふしの白寿苑	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	伏野 1 7 7 1 番地 3 6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0
23	3170102408	なないろ居宅介護支援センター	有限会社 コトブキ家具	二階町二丁目 2 1 9 番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	3170102465	居宅介護支援事業所あらいふ	株式会社 アドバン	若葉台北六丁目 1 番 9 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
25	3170103158	居宅介護支援事業所なりすな	社会福祉法人 青谷福祉会	青谷町善田 2 7 番地 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
26	3170103521	メディコープとっとり鹿野居宅介護支援事業所	株式会社 メディコープとっとり	鹿野町今市 2 4 2 番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
27	3170103539	居宅介護支援事業所さくら	株式会社 さくら	西品治 6 3 5 番地 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	3170104271	居宅介護支援センターくろーばー	合同会社 A T S U I	賀露町北二丁目 1 0 番 2 3 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	5	0	0	1	3	0	8	0	0	0	1
29	3170104370	ライフプランきすな	株式会社 ライフデザイン	興南町 1 1 3 番地 2 自然堂第一ビル 2 階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	6	1	3	2	1	0	5	6	0	0	0
30	2374900690	居宅介護支援事業所さんあい	社会福祉法人 愛知三愛福祉会	愛知県日進市米野木町南山 987-104	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	3170200632	ケアプランセンターかわさき	社会福祉法人 こうほうえん	鳥取県米子市上後藤 3-3-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
32	3171200078	居宅介護支援事業所すこやか	社会福祉法人やす	鳥取県八頭郡八頭町宮谷 1 2 3 番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
					計											565	95	70	25	41	31	66	58	39	44	96	

備考：①受託事業所は、令和8年4月30日現在で契約している事業所を記載しています。

②ケアプラン委託件数は、4月サービス分（5月審査請求分）の給付管理表の作成件数で記載しています。